

豊島区社会的養育推進計画

令和7～11年度

（2025～2029年度）

令和7年3月

豊島区

目 次

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1	計画策定の目的・背景	4
2	計画の理念と基本方針	4
3	計画の位置付け	5
4	計画期間	6
5	計画の検討体制と進捗管理	6

第2章 豊島区の状況

1	人口等	8
2	児童相談所及び子ども家庭支援センターの状況	9
3	一時保護の状況	11
4	里親等の状況	12
5	代替養育を必要とする児童数等の推計	14
6	子どもと社会的養護経験者へのヒアリング及びアンケート結果	17

第3章 基本方針を実現するための取組

1	社会的養護を必要とする子どもの権利擁護の推進	21
2	地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実	26
3	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	32
4	一時保護児童への支援体制の強化	37
5	里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組	39
6	社会的養護経験者等への自立支援の推進	48
7	区内における社会的養育充実のための施設のあり方	51
8	児童相談所の体制強化	62

参考資料

1	計画策定委員名簿、検討経過	65
2	計画策定に向けたヒアリング、アンケートの実施	67
3	アンケート調査結果	73
4	パブリックコメントの実施	115
5	計画期間における目標（再掲）	117

本計画における用語の説明・定義

○ 「子ども」・「児童」、「若者」

・「子ども」・「児童」

本計画では、原則として「子ども」という言葉を使用します。これは、本計画の基礎となる児童福祉法の「児童」（18歳未満の人）と同じ意味です。ただし、法律に基づく名称などについては、「児童」を使用しているものがあります。

・「若者」

18歳から概ね30歳未満の人のことをいいます。

○ 社会的養育

全ての子どもの胎児期から自立まで、健やかに育つことができるよう、社会全体で子どもとその家庭を支えていくことをいいます。

○ 社会的養護

保護者のない子どもや、保護者による養育が困難な子どもを、公的責任で保護、養育とともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。

○ 代替養育

「社会的養護」の中でも、特に、保護者と離れて暮らす子どもたちに提供される、里親や施設などの養育を、代替養育と呼びます。代替養育には一時保護も含まれます。

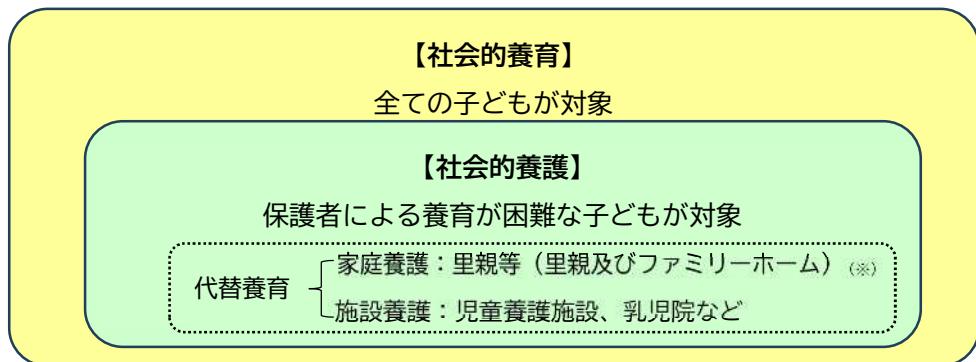
○ 家庭養育優先の原則

子どもにとって一番良いのは家庭で育つことである、という考え方です。生まれた家庭で実の親のもとで育つことを第一に、親が育てられない場合は、里親など、できるだけ家庭に近い環境での養育を考え、それも難しい場合は、小規模で家庭的な環境の施設で養育を行うものです。

○ パーマネンシー保障（永続的解決）

子どもたちに、家族関係を基礎とした、長期的に安心して暮らせる場を保障することをいいます。実の親が育てられない場合の、親族による養育や、特別養子縁組などが挙げられます。

«社会的養育の概念図»



※養育に関し相当の経験を有する者等が、その家庭に子どもを迎えて養育を行うのが家庭養護です。家庭と同様の養育環境のもとで、基本的な生活習慣の確立など、子どもの自立性を尊重しながら、きめ細かな養育を行うことを目的としています。

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 計画策定の目的・背景

(1) 目的

家庭での養育を維持するための支援、パーマネンシー保障を主眼とした代替養育、社会的養護からの巣立ちにおける自立支援までの取組と目標を明らかにした実施計画として、区が関わる全ての子どもの最善の利益の実現を目的とします。

(2) 背景

- 区は、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、条例の趣旨を踏まえた子ども・若者施策を進めてきました。
- その後、平成28年の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の原則が明記されました。また、改正法の理念を具体化するため、平成29年には「新しい社会的養育ビジョン」が公表されました。
- 「新しい社会的養育ビジョン」を具体化するための計画として、都道府県、指定都市や児童相談所設置市（特別区を含む）により、「社会的養育推進計画」（計画期間は令和2年度から令和6年度、令和7年度から令和11年度の2期に区分）が策定されました。
- その後、令和4年の児童福祉法改正においては、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、「こども家庭センター」の設置や、入所措置等の決定時における子どもへの意見聴取手続きの整備などが規定されました。
- 児童福祉法改正などを踏まえ、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示されました。この要領では、現行の計画を全面的に見直し、令和6年度末までに必要な資源の整備目標などを明記した新たな計画を策定することとされました。
- 区は、令和5年2月に児童相談所を開設し、「児童相談所設置市」となり、家庭への養育支援から代替養育まで、社会的養育の体制整備に一貫して取り組むこととなりました。

2 計画の理念と基本方針

- 本計画を策定するにあたっての理念と2つの基本方針を定めます。
また、基本方針を実現するための8つの取組を設定し、具体的な施策を着実に推進していきます。
- 社会的養育に関する施策は、児童福祉にとどまらず、保健福祉、障害福祉、貧困対策、教育など、多くの分野との関連性があります。施策の実施にあたっては、各分野における支援制度の活用も含めた総合的な視点で検討を行い、分野横断的な連携と支援の枠組み作りを目指します。

【計画の理念】

社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により、子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず全ての子どもの最善の利益を守る豊島区の実現

【基本方針】

- (1) 母子保健部門から児童福祉部門までの一貫した支援体制により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、良好な親子関係の維持と適切な家庭養育をサポートします。
- (2) 社会的養護においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に、家庭または家庭的環境での養育と個々のニーズにかなったケアを推進しつつ、子どもが長期的に安定したつながりのもとで安心して成長できるよう取組を進めます。

【基本方針を実現するための取組】（第3章で記載）

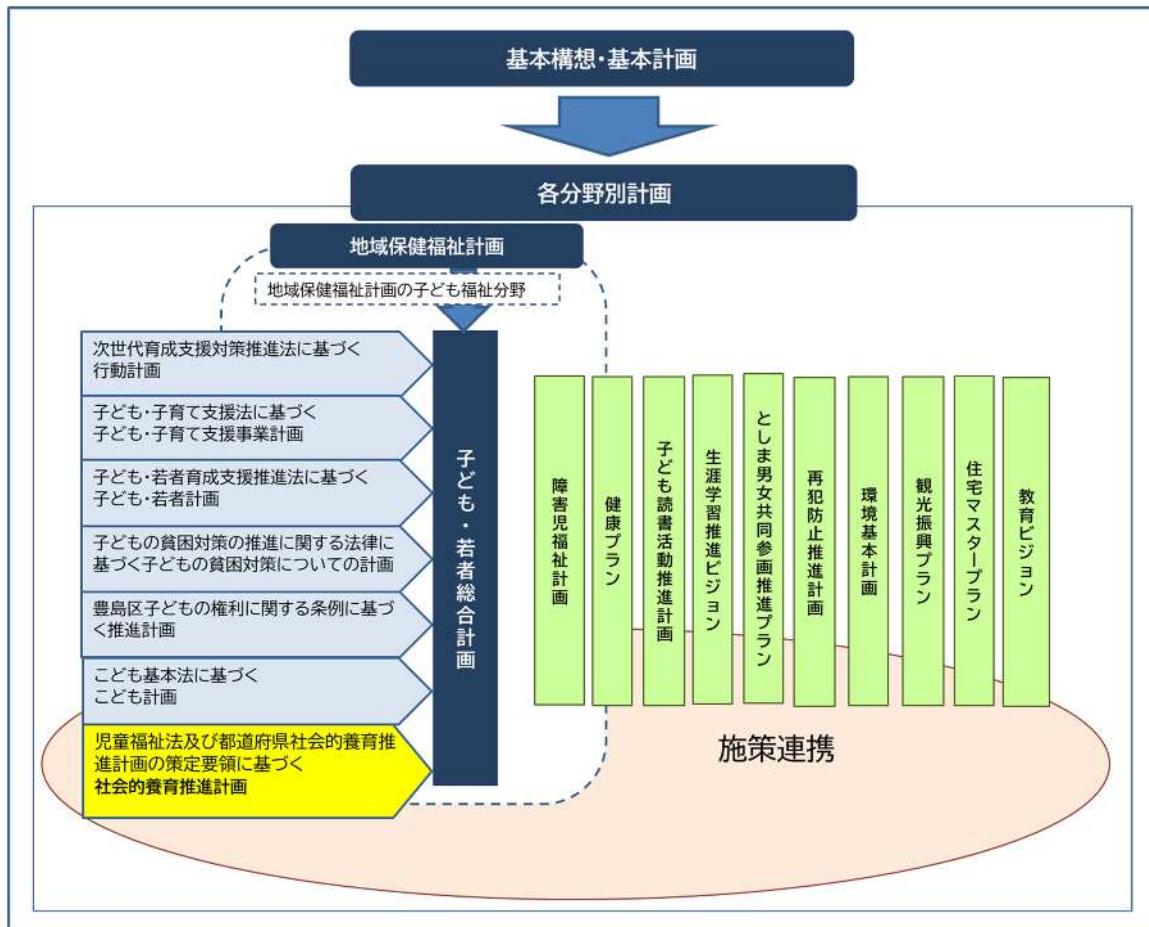
- 1 社会的養護を必要とする子どもの権利擁護の推進
- 2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実
- 3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- 4 一時保護児童への支援体制の強化
- 5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組
- 6 社会的養護経験者等への自立支援の推進
- 7 区内における社会的養育充実のための施設のあり方
- 8 児童相談所の体制強化

3 計画の位置付け

（1）区の計画における位置付け

こども基本法に基づく「こども計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」などを包含する計画である「豊島区子ども・若者総合計画」を構成する計画の一つとして位置付けます。

«計画関係図»



(2) 「東京都社会的養育推進計画」との関係

- 都は、都内全域を対象とした「東京都社会的養育推進計画」を策定しており、区は、令和4年度に児童相談所を設置したため、これまで都の計画に基づき施策を進めてきました。
- 児童相談所を設置する特別区（令和6年度末時点で9区が設置済）及び都の間では、一時保護所や入所施設、里親の相互利用など、広域調整の仕組みを導入しています。そのため、本計画の策定にあたっては、基本的な考え方や数値などについて、都との連携・調整を行い、整合を図っています。

4 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

5 計画の検討体制と進捗管理

(1) 検討体制と当事者の意見の反映

- 専門的な知見や当事者の経験を踏まえた計画とするため、豊島区児童福祉審議会への諮

問を行い、学識経験者や社会的養護経験者及び従事者を委員とする臨時部会において検討いただきました（委員名簿、策定経過は巻末資料に掲載）。

- 広く当事者の意見を計画に反映するため、社会的養護のもとにある子どもや経験者をはじめ、里親・ファミリー・ホームや施設へのヒアリングやアンケートを行いました（巻末資料に掲載）。また、ヒアリングやアンケートの対象者へは、計画への反映内容などについての説明や報告の機会を設け、フィードバックを行いました。

（2）計画期間における進捗管理

- 本計画において設定する目標・指標については、計画期間内の毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、児童福祉審議会に報告します。
- 点検と評価は、当事者の視点に基づいたものとなるよう、社会的養護経験者などの参画のもとで行います。
- 点検と評価により明らかになった課題については、適宜、児童福祉審議会や当事者の意見を踏まえた見直しを行うなど、適切なP D C Aサイクルの運用を行います。
- 今後も複数の特別区において児童相談所の設置が予定されています。また、児童相談所の設置基準の変更（※）もあり、都の児童相談所の再編が検討されており、数年後には都内における社会的養護の体制が大きく変わることが見込まれます。区では、計画期間の中間年（令和9年度）を目安として、進捗状況の点検・評価の結果や、都内における社会的養護の状況変化を踏まえ、必要な場合は計画の見直しを行います。

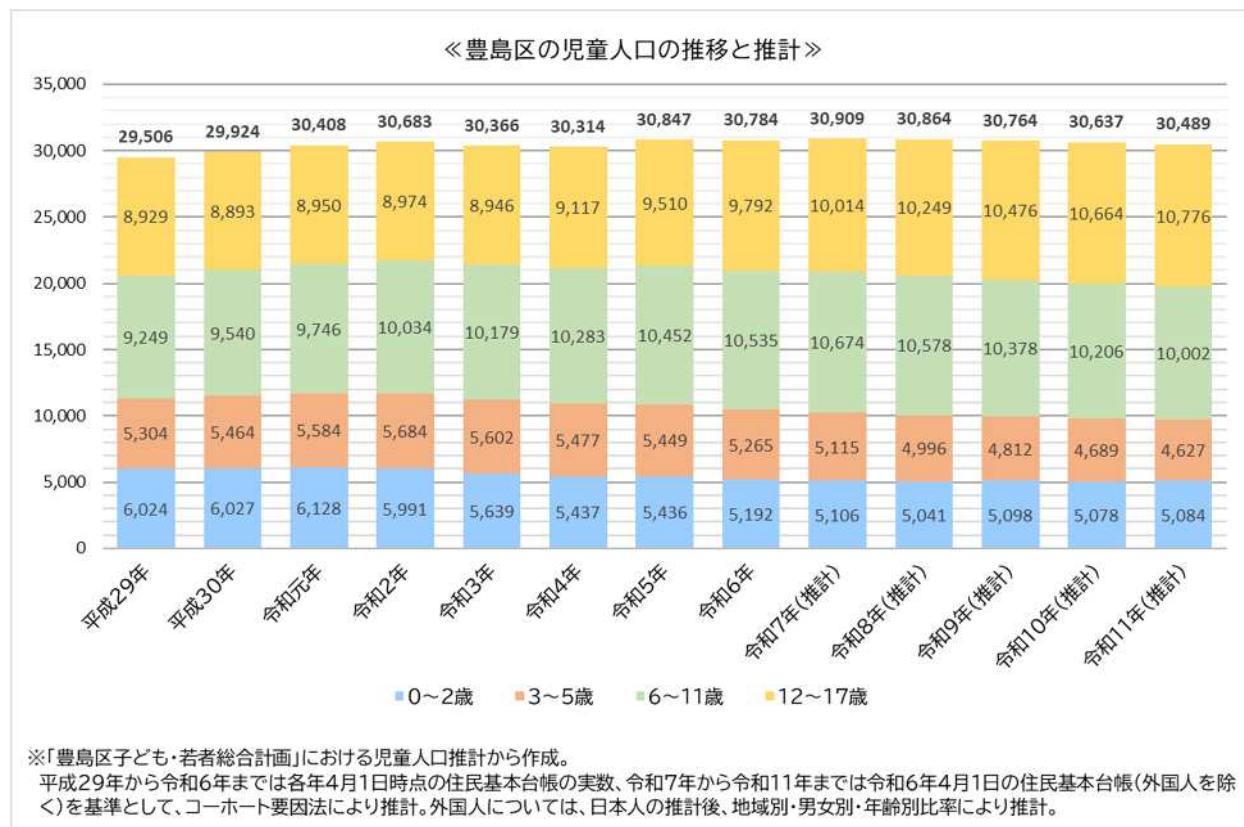
※児童福祉法施行令の改正（令和5年4月1日施行）により、「管轄区域における人口が、基本として概ね50万人以下であること。」と規定されました。

第2章 豊島区の状況

1 人口等

(1) 児童人口の推移と今後の推計

- 豊島区の総人口は、令和7年1月1日時点で294,644人です。このうち、児童人口（0～17歳）は、30,843人となっています。
- 区における児童人口は、令和元年に30,000人を超え、コロナ禍においても大幅な減少は見られませんでした。令和7年以降、令和11年までの推計においても、概ね横ばいで推移する見込みです。



(2) 代替養育のもとで育つ児童数の推移

令和6年3月末日現在、区の措置により、里親家庭や施設で暮らしている子どもは108人です。児童養護施設への入所が最も多く、次いで里親、乳児院と続きます。

	令和4年度			令和5年度										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乳児院	10	10	8	7	9	11	9	9	9	11	12	12	12	11
児童養護施設	44	44	49	48	50	51	52	53	54	54	54	55	58	56
里親	27	26	27	27	29	28	29	29	27	26	27	27	28	28
ファミリーホーム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
障害児入所施設	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
児童自立支援施設	3	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0
児童心理治療施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	98	95	98	96	103	105	104	105	104	105	107	108	112	108

2 児童相談所及び子ども家庭支援センターの状況

(1) 相談・通告受理状況

- 児童相談所と子ども家庭支援センターの両輪による子どもと家庭への相談支援を進めています。令和5年度の児童相談所での新規相談・通告受理件数は、1, 185件で、うち虐待該当件数は741件でした。また、子ども家庭支援センターの令和5年度の新規相談・通告受理件数は600件で、うち虐待該当件数は375件でした。
- 相談・通告の内容により、児童相談所と子ども家庭支援センターが協議を行い、受理機関を決定しています。児童相談所の設置により、子ども家庭支援センターでの新規相談・通告受理件数は減少傾向にあります。
- 区では、児童相談所、母子保健部門及び子ども家庭支援センターで構成する「三機関連携会議」を設置し、毎月の定例会議、共通アセスメントシートによる進行管理を行い、三機関協働による支援（のりしろ型支援）を実施しています。令和5年度末時点で、のりしろ型支援を行っているケースは256件となっています。

①児童相談所での新規相談・通告受理件数の推移

	令和4年度※	令和5年度
新規受理件数	580	1,185
うち、虐待該当件数	302	741
その他件数	278	444

※令和5年2月1日から3月31日まで。東京都から引継いだ件数を含む。

②子ども家庭支援センターでの新規相談・通告受理件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規受理件数	475	588	800	709	600
うち、虐待該当件数	358	491	625	498	375
その他件数	117	97	175	211	225

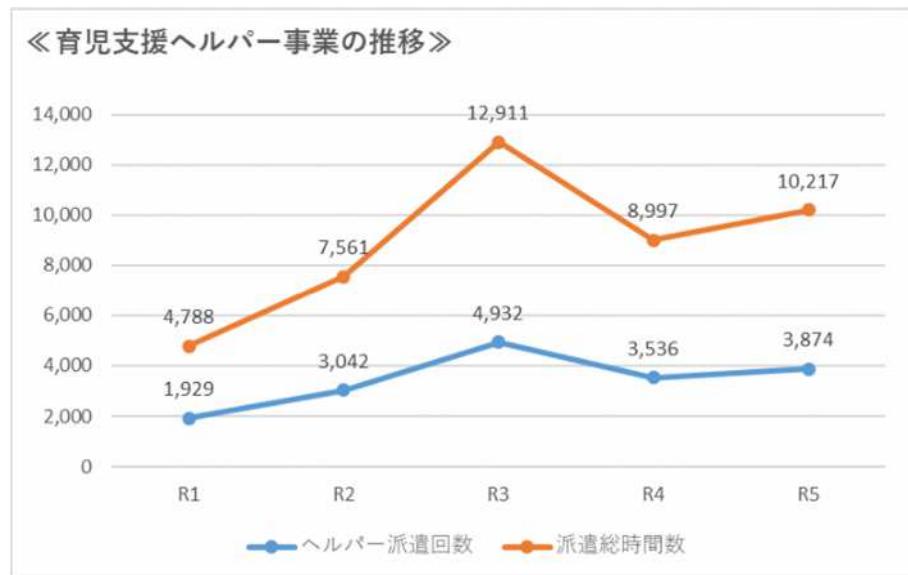
(2) 家庭支援事業の状況

- 子ども家庭支援センターでは、各種の子育て支援事業を実施し、一般家庭も含めた幅広い相談に対応しつつ、支援の必要な家庭の早期発見・予防支援に努めており、いずれの事業の利用も増加傾向にあります。育児支援ヘルパー事業やショートステイ及びトワイライトステイ事業は、一時保護などからの家庭復帰後の見守り及び再発防止の役割も担っています。
- 子育て訪問相談事業
妊娠婦以降の家庭に相談員が訪問し、相談に対応しています。様々な理由で子育て支援施設や事業が利用できない家庭を支援につなげています。

○ 育児支援ヘルパー事業

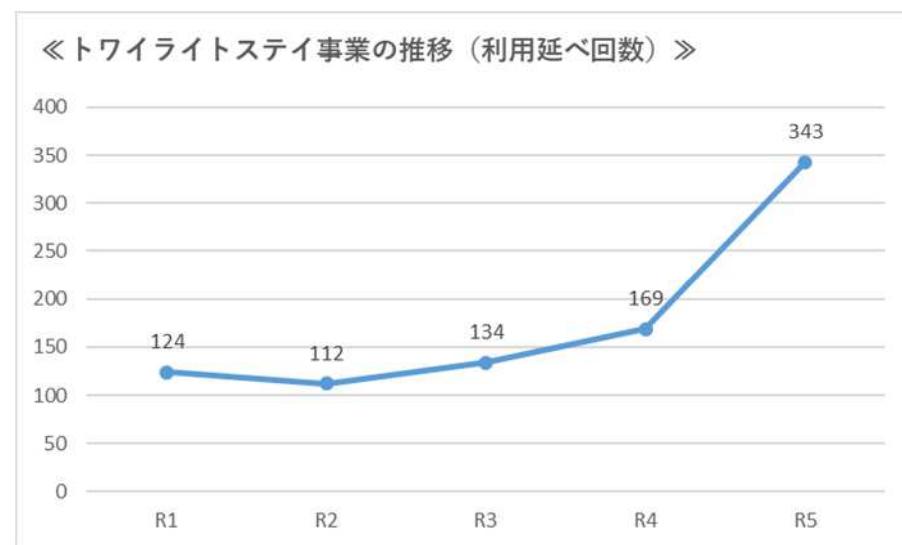
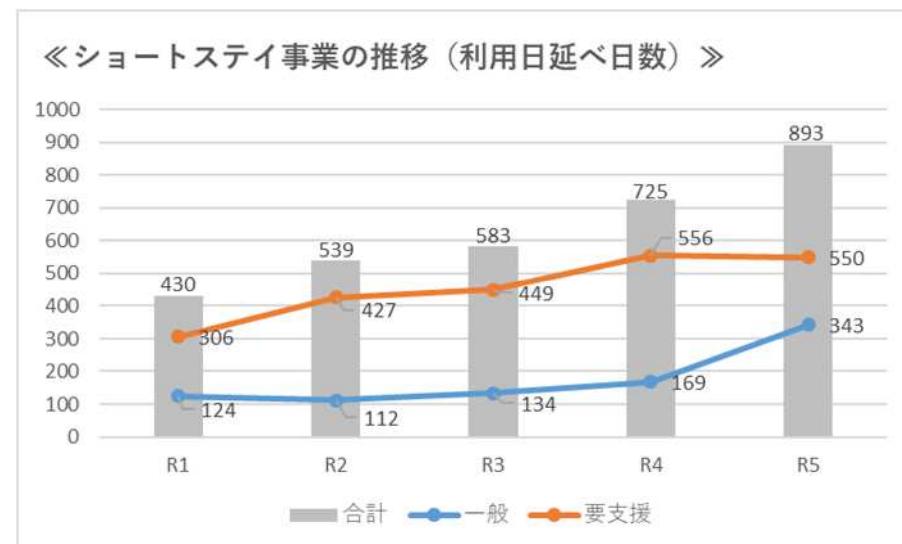
家事育児のサポートを必要とする家庭にヘルパーを派遣しています。事前に子ども家庭支援センターの職員が訪問し、相談と申請手続きの支援を行っています。一般家庭は産前産後の概ね2年の間、ひとり親家庭は小学校卒業までを対象としています。

要支援家庭については、子ども家庭支援センターが利用勧奨を行い、予防支援の一環として活用しています。



○ ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業

保護者の疾病や育児疲れにより、子どもの養育が困難な場合、児童養護施設や協力家庭で宿泊を伴う養育を行います。要支援家庭については、子ども家庭支援センターがサポートプランを作成し、受け入れ施設との連携の上、予防支援の一環として活用しています。



3 一時保護の状況

（1）新規一時保護児童の状況

一時保護における新規入所数は、開所以降一月あたり平均11人超となっています。

	令和4年度 (令和5年2月以降)	令和5年度	合計
所内保護 (うち他児相受託分)	23 (0)	80 (5)	103 (5)
一時保護委託	19	37	56
合計	42	117	159

※一時保護先の変更を除く新規入所数を計上

(2) 一時保護所入所率、平均保護日数の状況

○ 一時保護所の入所率

令和5年2月の児童相談所設置から令和5年度末までの、一時保護所の入所率は、合計で107.0%となっています。

幼児ユニットの入所率は6割程度にとどまっていますが、学齢男児は137.7%・学齢女児は121.7%と定員超過となっています。

	総入所日数			入所枠数※2	入所率
	令和4年度※1	令和5年度	合計		
幼児	129	917	1,046	1,696	61.7%
学齢(男児)	309	2,027	2,336	1,696	137.7%
学齢(女児)	213	1,851	2,064	1,696	121.7%
合計	651	4,795	5,446	5,088	107.0%

※1 開設(2月1日)から3月末日まで

※2 各ユニットの定員(4名)に日数を乗じたもの

○ 平均保護日数

令和5年度の一時保護所における平均保護日数は55.5日です。10日以内で家庭復帰などにより一時保護所を退所する子どもは3割程度いますが、一方で保護の長期化により、100日を超えて保護されている子どももいる状況です。

(3) 一時保護解除児童数

○ 令和6年4月1日時点における一時保護解除児童は134人となっており、新規入所者数の84.2%が解除されています。一時保護解除児童数のうち、施設入所や里親委託となる児童は一時保護解除児童数のうち20.1%でした。

	令和4年度	令和5年度	合計
保護解除数	21	113	134
(措置となった数)	3	24	27

4 里親等の状況

(1) 里親登録家庭数・委託児童数の状況

区における里親登録家庭数は、令和6年3月末日時点で34家庭（うち2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭）です。その内訳は養育家庭22家庭（うち里親移行型ファミリーホーム2家庭、専門養育家庭2家庭）、養子縁組里親12家庭です。親族里親はありません。

また、里親家庭に委託されている子どもは32人です。委託されている子どものうち、区内の里親家庭で生活をする子どもは1人で、31人は区外の里親宅で生活しています。

		区内の里親					区外の里親					合計
		養育家庭	養子縁組 里親	専門養育 里親	ファミリー ホーム	親族里親	養育家庭	養子縁組 里親	専門養育 里親	ファミリー ホーム	親族里親	
登録家庭数		22	12	2	2	0	—	—	—	—	—	—
施設定員数		—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—
入所措置中 児童数	区の児童	1	0	0	0	0	23	4	0	4	0	32
	区外の児童	6	1	0	4	0	—	—	—	—	—	—
	合計	7	1	0	4	0	23	4	0	4	0	—

(2) 里親・ファミリーホーム委託率の状況

里親・ファミリーホームへの委託率は、代替養育が必要な児童数（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームに入所している子ども）を里親等委託数（里親及びファミリーホームに委託されている子どもの数）で除して算出します。

区の令和5年度の里親等委託率は32.3%で、年齢別にみると3歳以上就学前の委託率は61.1%となっていますが、3歳未満及び学齢期以降は20%台にとどまっている状況です。

«里親等委託率の算出方法»

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親等委託数}(C+D)}{\text{代替養育が必要な児童数}(A+B+C+D)}$$

«代替養育が必要な児童数»

	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	合計
乳児院(A)	10	1	0	11
児童養護施設(B)	0	6	50	56
里親(C)	3	11	14	28
ファミリーホーム(D)	0	0	4	4
合計	13	18	68	99

«里親等委託率»

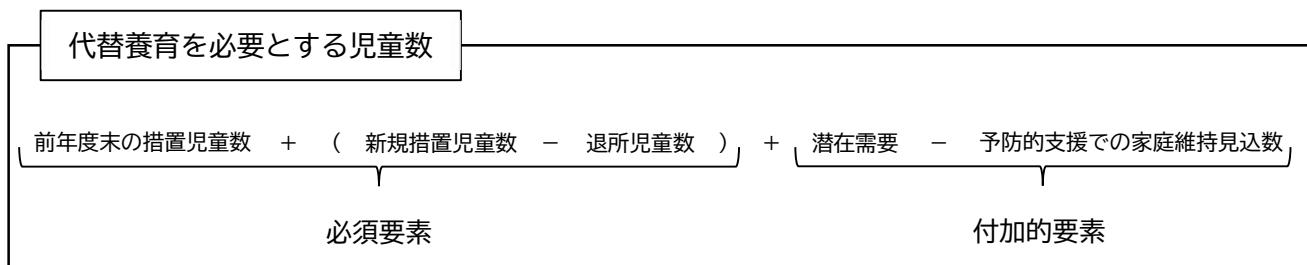
	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	合計
里親等委託率	23.1%	61.1%	26.5%	32.3%

5 代替養育を必要とする児童数等の推計

■ 1 代替養育を必要とする児童数について

代替養育を必要とする児童数は、「保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であって、里親・ファミリー・ホームに委託し、または児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数」と定義されます。

この考えに基づき、以下のとおり代替養育を必要とする児童数を算定します。



(1) 必須要素（在籍児童数）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童人口	30,847	30,784	30,909	30,864	30,764	30,637	30,489
相談件数	901	936	978	1,016	1,054	1,093	1,132
新規措置児童数	17	19	20	21	22	23	24
退所児童数	-	20	19	20	20	20	21
在籍児童数	99	98	99	100	102	105	108

○推計方法

- ・児童人口：8ページの推計を使用（「豊島区子ども・若者総合計画」における児童人口推計）。
- ・相談件数：人口に対する相談件数の割合（2.92件）を算出し、都における児童人口に対する相談件数の伸び率（1.041）を乗じた上で、その割合を児童人口に乗じて推計。
- ・新規措置児童数：相談件数に対する新規措置児童数の都における割合（0.021）を乗じて推計。
- ・退所児童数：在籍児童数に対する退所児童数の都における割合0.198を乗じて推計。
- ・在籍児童数：前年度在籍児童数+新規措置児童数-退所児童数で推計。

(2) 潜在需要

潜在需要は、在宅指導中の児童のうち、施設・里親等を利用できなかった児童数を推計し、潜在需要とします。

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談件数		901	936	978	1,016	1,054	1,093	1,132
在宅指導中の児童数		88	92	96	100	103	107	111
潜在需要	施設	3	3	3	3	3	3	3
	里親	1	1	1	1	1	1	1
	計	4	4	4	4	4	4	4

○推計方法

- ・相談件数：(1) 必須要素と同数値。
- ・在宅指導中の児童数：令和5年度の、相談件数に対する在宅指導中の児童数の都における割合0.099を相談件数に乗じて推計。
- ・潜在需要：在宅指導中の児童のうち、施設・里親を利用できなかった児童の都における割合（施設：3.00%、里親：0.69%）を乗じて推計。

(3) 予防的支援での家庭維持見込数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
在宅指導中の児童数	88	92	96	100	103	107	111
親子再統合支援事業の実施件数	-	15	15	16	17	18	19
事業実施による家庭維持見込割合	-	16.3%	15.6%	16.0%	16.5%	16.8%	17.1%
予防的支援による家庭維持見込数	-	1	1	1	1	1	1

親子再統合支援事業を実施することにより、潜在需要の中から実親家庭の養育を維持することができる数を推計します。

○推計方法

- ・在宅指導中の児童数：(2) 潜在需要と同数値。
- ・親子再統合支援事業の実施件数：令和6年度親子再統合支援事業の実施見込件数を推計。
- ・事業実施による家庭維持見込割合：親子再統合支援事業により家庭維持ができる割合を推計。
- ・予防的支援による家庭維持見込数：潜在需要に事業実施による家庭維持見込割合を乗じて推計。

以上より、代替養育を必要とする児童数は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
在籍児童数	99	98	99	100	102	105	108
潜在需要数	4	4	4	4	4	4	4
予防的支援による家庭維持見込数	-	1	1	1	1	1	1
代替養育が必要な児童数	-	101	102	103	105	108	111

【年齢区分別推計】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	13	13	13	13	14	14
3歳以上就学前	16	16	16	17	17	18
学童期以降	72	73	74	75	77	79
合計	101	102	103	105	108	111

■2 里親等委託率及び児童数の推計

(1) 里親等委託児童数及び委託率

代替養育を必要とする児童数の推計を踏まえ、各年度における年齢区分別の里親等への委託児童数及び委託率を推計します。区の里親等委託率は、令和5年度時点で32.3%となっています。里親委託推進に向けた取組を行うことで着実に委託率を増やし、令和11年度末に38.7%となることを目指します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	3 23.1%	3 23.1%	4 30.8%	4 30.8%	4 30.8%	5 35.7%	5 35.7%
3歳以上就学前	11 61.1%	10 62.5%	10 62.5%	10 62.5%	11 64.7%	11 64.7%	12 66.7%
学童期以降	18 26.5%	21 29.2%	21 28.8%	23 31.1%	24 32.0%	25 32.5%	26 32.9%
合計	32 32.3%	34 33.7%	35 34.3%	37 35.9%	39 37.1%	41 38.0%	43 38.7%

(2) 必要となる里親数

令和4年度末時点の東京都内における全里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約67%でした。このことから、里親委託が必要な児童全てを委託するためには、委託児童数の約1.49倍の登録家庭が必要となります。なお、里親委託は豊島区内だけでなく都内全域で行っているため、豊島区内の里親を増やすだけでなく、都内全体で里親数を増やしていく必要があります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託児童数	35	37	39	41	43
里親等登録数	91	96	101	106	111

■3 施設で養育が必要な児童数の推計

「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	10	9	9	9	9	9
3歳以上就学前	6	6	6	6	6	6
学童期以降	51	52	51	51	52	53
合計	67	67	66	66	67	68

代替養育が必要な児童数は今後も緩やかに増加する見込みです。引き続き里親等への委託を推進していくために、里親等の登録数を増やし、児童にとって最善の利益を保障する里親等への委託を担保していく必要があります。一方で里親等への委託の結果、不調に終わる児童や児童の状況に合わせたケアを行うために、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。

6 子どもと社会的養護経験者へのヒアリング及びアンケート結果

当事者である子どもや、里親など支援当事者の意見や思いを十分に踏まえた計画を策定するため、施設・里親家庭や一時保護所で生活中の子ども、社会的養護経験者、里親などを対象に、ヒアリング及びアンケートを実施しました。

子どもと社会的養護経験者へのヒアリング及びアンケート結果の概要は以下のとおりです。当事者の声を聴き、計画にどのように生かしたかのフィードバックを確実に行うことで、子ども自身の、意見表明に対する肯定感や自己効力感につなげることを目指しました。

※里親などを含む全てのヒアリング及びアンケートの結果は67ページから掲載しています。

■1 ヒアリング

（1）調査の概要

対象者	実施時期	実施方法
①一時保護所の入所児童（学齢児）	令和6年9月	児童福祉審議会臨時部会委員2名による個別ヒアリング
②家庭復帰児童（在宅指導家庭）	令和6年8月	児童福祉審議会臨時部会委員2名によるワークショップ形式
③区内母子生活支援施設で暮らす児童（幼児）	令和6年7月	児童福祉審議会臨時部会委員2名によるワークショップ形式

(2) 結果の概要

① ② ③ 子どもへのヒアリング（分類ごとに類似意見を集約して掲載）

【子どもの権利について】

- ・「権利」という言葉を使うより、こういうことを大切にします、という表現の方がわかりやすい。
- ・相談先がわかりやすいと良い。
- ・子どもの権利については、一時保護所に入った時の説明と、子どもアドボカシーのワークシヨップで知った。

【子どもアドボカシー（意見表明等支援事業）について】

- ・使い方が分からぬし、嫌なことがあつたらすぐに相談したいのに週1回しか来ない。今は職員さんや他の大人に相談している。
- ・週に1回会っているが、まだ話したことはない。

【児童相談所について】

- ・一時保護所に入る理由は説明してくれた。
- ・気持ちを聞いて（今後のことを）決めると聞いており、自分の気持ちは大切にされていると思う。
- ・職員が替わってしまい、自分のことをわからない職員になつてしまつたらどうしようと感じる。

【一時保護所について】

- ・職員はちゃんと話を聞いてくれる。
- ・話しやすい職員も苦手な職員もいる。
- ・夕食の後の自由時間にできることが限られている。
- ・同じ生活の繰り返しで今日が何曜日かわからなくなる。
- ・子どもから職員に話をする時、どこで聞いてほしいか確認してほしい。
- ・（職員の）顔と名前が一致しないがあるので名札を付けてくれると良い。

■2 アンケート

(1) 調査の概要

対象者	実施時期	対象者 数	回答者 数	回答率
①児童養護施設及び里親家庭・ファミリーホームで暮らす児童（小学生以上）	令和6年7月	72名	53名	73.6%
②社会的養護経験者（区児童相談所設置後に自立した若者）	令和6年7月 ～8月	9名	2名	22.2%
③区内母子生活支援施設で暮らす児童（小学生以上）	令和6年7月	6名	4名	66.7%

（2）結果の概要

① 児童養護施設及び里親家庭・ファミリーホームで暮らす児童へのアンケート

【現在の気持ち、意見表明について】

- ・いま心配なことは、「将来のこと」が最も多い（20.8%）、以下、「受験のこと」、「勉強や習い事」が続いた。
- ・心配なこと、困っていることなどを聞いてくれる人がいない（11.3%）、だれにも悩みについて話さない・話したくない（5.7%）と回答した児童が合わせて17%いた。
- ・意見や気持ちをあまり聞いてもらえない（5.7%）、わからない（17%）と回答した児童が合わせて22.7%いた。
- ・気持ちや意見を大切にされていない（3.8%）、わからない（32.1%）と回答した児童が合わせて35.9%いた。
- ・意見を聞いた後に、今後どうするか説明してくれない（3.8%）、わからない（22.6%）と回答した児童が合わせて26.4%いた。
- ・なぜいまの場所で暮らすのか、児童相談所の人は説明してくれなかった（13.2%）、わからない・なんとも言えない（3.8%）と回答した児童が合わせて17.0%いた。

【子どもの権利について】

- ・「子どもの権利」の種類についての認知度は、いずれも80%を超えた。
- ・子どもの権利ノートを持っていない（9.4%）、持っているかわからない（26.4%）と回答した児童は合わせて35.8%いた。
- ・子どもの権利ノートを持っているとの回答のうち、どんなことが書いてあるか知らない・わからないと回答した児童が12.9%いた。
- ・子どもの権利を守るための相談先として知っているものは、「児童相談所の人」と回答した児童が最も多い（71.7%）、以下、「子どもの権利ノート」、「施設の意見箱・ポスト」、「第三者委員」が続いた。「としま子どもの権利相談室」（1.9%）、「アシスとしま」（0%）の認知率は低かった。
- ・安心できる場所についての質問に対し、居住している施設や里親・ファミリーホームを安心できる場所と回答した児童は、児童養護施設が56.4%、里親・ファミリーホームが75.0%だった。

② 社会的養護経験者へのアンケート

【現在の状況】

- ・健康状態について「健康」との回答はなかった。
- ・施設で生活していた人との交流や、施設・里親家庭で生活した経験を持つ人たちの団体などのつながりについて、「つながりはないが、つながりを持たなくてよい」が共通の回答だった。

【退所に向けたサポートについて】

- ・退所に向けて不安だったことは、「学校のこと」、「生活費・学費のこと」、「将来のこと」が共通の回答だった。

- ・退所に向けて受けたサポートは、「退所後の住まい探し・同行」、「生活費のシミュレーション」、「医療保険、年金、行政サービスの利用方法などの説明」、「奨学金など経済的支援の案内」が共通の回答だった。

【退所後のサポートについて】

- ・退所後に施設・里親やその他の機関から受けた（受けている）サポートとして、「奨学金・給付金などの申請のサポート」が共通の回答だった。また、「日常的な相談」、「食事の提供」も挙げられた。
- ・現在の暮らしの中で困っていることや不安なこと、心配なこととして、「仕事のこと」、「生活費・学費のこと」、「住まいのこと」、「健康のこと（身体面）」、「将来のこと」が共通の回答だった。
- ・いま必要とするサポートは、「経済的支援（奨学金や生活費の支援、食品・生活用品の支援など）」が共通の回答だった。

③ 母子生活支援施設で暮らす児童へのアンケート

【現在の気持ち、意見表明について】

- ・いま心配なこととして、「いま住んでいる家・施設のこと」、「友だちのこと」との回答があった。
- ・心配なこと、つらいことを聞いてくれる人は、75.0%（3件）が「いる」との回答だった。聞いてくれる人として回答者全員が「母」を挙げた。以下、「友だち」、「学校の先生・カウンセラー」、「おじいさん・おばあさん」、「児童相談所の人」との回答があった。
- ・普段、気持ちや意見を、「たくさん聞いてもらえる」との回答が50.0%（2件）、「あまり聞いてもらえない」が25.0%（1件）あった。
- ・気持ちや意見を伝えた人が、聞いた後にどうするか、「説明してくれる」、「わからない」との回答がそれぞれ50.0%（各2件）だった。

【子どもの権利について】

- ・「子どもの権利」の種類についての認知度は、いずれも75%を超えた。
- ・子どもの権利を守るための相談先として知っているものは、「子ども家庭支援センターや児童相談所」が75.0%（3件）と最も高く、他に「としま子どもの権利相談室」、「住んでいる施設にある意見を入れる箱やポスト」との回答があった。
- ・いま暮らしている施設が安全で暮らしやすいか尋ねた質問に対しては、「はい」と「どちらともいえない」との回答がそれぞれ50.0%（2件ずつ）となった。
- ・安心できる場所についての質問に対しては、「学校」が最も多く（3件）、他に「いま住んでいる施設」、「前に親と一緒に住んでいた家」、「おじいさん・おばあさんの家」、「お店（ゲームセンター、ハンバーガー屋、ショッピングセンターなど）との回答があった。

第3章 基本方針を実現するための取組

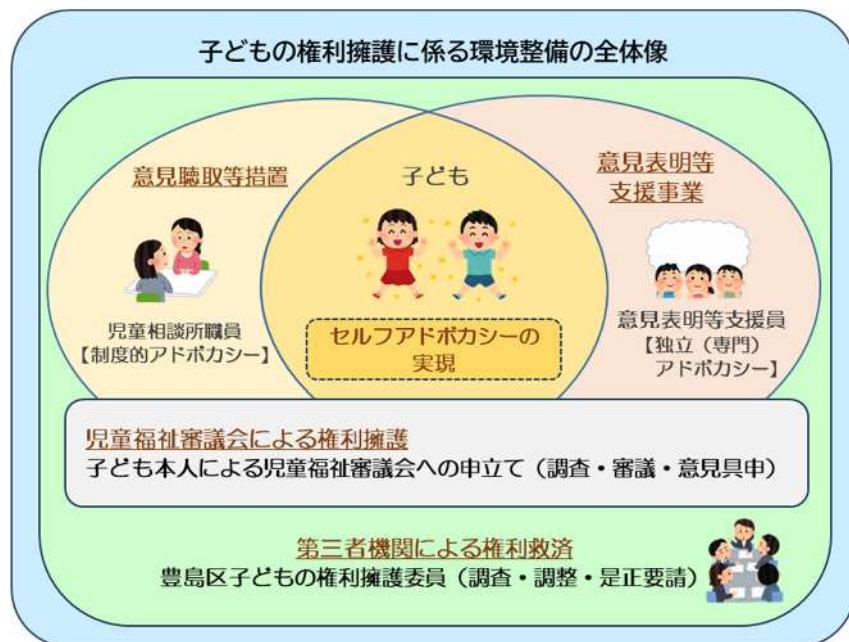
1 社会的養護を必要とする子どもの権利擁護の推進

■ 1 現在の取組と課題

令和4年の児童福祉法改正において、社会的養護を必要とする子どもの権利擁護について、3つの取組が新たに定められました。

- ① 児童相談所における子どもの意見聴取等措置【義務として規定】
- ② 意見表明等支援事業【努力義務として規定】
- ③ 子どもの権利擁護に係る環境整備【義務として規定】

これらの取組の起点となるのが、当事者である子どもの声です。子どもが、自分の意見を持つことができ、話すことができる環境の中で、安心感や自己効力感を回復し、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に表出できるようになる、いわゆる「セルフアドボカシー」の実現を目指すものであり、区は、その理念の実現のための取組を進めます。



※こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（令和5年12月）を基に作成

（1）児童相談所における意見聴取（意見聴取等措置）

【現在の取組】

- 一時保護の開始、一時保護中及び一時保護解除並びに施設入退所などの措置を決定する際に、児童相談所が子どもに十分な説明を行うとともに子どもから意見を聴取し、その意向を十分に反映させることを目的として、令和6年4月より児童相談所における意見聴取（意見聴取等措置）が始まりました。

【課題】

- 子どもに対する措置などに関する説明や、それに伴う意見聴取は、子どもの状況に応じ

て的確に行なうことが重要なため、職員のスキルの向上が求められます。

- 子どもが納得した状態で児童相談所の措置などを行うために、子どもからの意見をどのように援助方針に反映させていくか、また、決定した援助方針を子どもにどのように伝えていくか、実施方法の標準化が必要です。

(2) 意見表明等支援事業（子どもアドボカシー）

【現在の取組】

- 意見表明等支援事業は、里親やファミリーホームへの委託や施設入所などの決定の場面で、児童相談所による意見聴取（意見聴取等措置）が形式的なものとならないよう、独立した第三者による意見表明機会を確保し、また、里親家庭・施設や一時保護所における日常生活の場面などにおいても、関係者や関係機関とは異なる立場から、子ども主導で意見を聞く機会を確保するものです。
- 区では、令和5年2月の児童相談所設置から、施設や里親家庭で暮らす子どもへの虐待事案（被措置児童等虐待）などへの対応を確実に行なうため、専門的知見を持つ弁護士などを「権利擁護調査員」と「意見表明支援員」として委嘱しました。
- 令和5年10月からは、意見表明等支援事業の試行として、意見表明支援員が「子どもアドボケイト」として、一時保護所を定期的に訪問し、子どもとの関係を構築しながら、意見形成と意見表明を支援する事業を開始しました。子どもの権利や意見表明に関するワークショップによる意見形成の醸成を行うとともに、一時保護所の生活時間の中での遊びや交流を通して関係を構築し、子どもが話しやすい環境を作っています。
- 子どもからの意見表明があった場合の、児童相談所などによる対応の検討と進捗管理、子どもへのフィードバック及び子どもアドボケイトとの共有までの流れを整備・運用しています。

【課題】

- 一時保護中の子どもに加え、里親委託中や施設入所中の子ども、また、家庭復帰後の子どもへの意見形成支援と意見表明支援も進める必要があります。
- 現在、児童相談所が各種の措置決定にあたり、子どもへの意見聴取等措置を行っていますが、子どもの思いを確実に把握するためには、意見聴取等措置とあわせて、独立性を持った子どもアドボケイトによる意見表明支援を行い、複数の意見表明機会を確保することが必要です。
- 本事業を、利用する子どもにとって真に有益なものとしていくために、評価・検証と改善の仕組み作りが必要です。

(3) その他の権利擁護環境の整備

【現在の取組】

- 児童相談所が関わる子どもへの権利擁護の仕組みを強化するため、令和6年度から、子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度を開始しました。子どもが児童相談所の行う措置などについて納得できない場合に、子ども本人からの申立てを受け、児童福祉審議会の権利擁護部会で審議を行います。
- 区では、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。子どもの

権利侵害を救済する第三者機関として「豊島区子どもの権利擁護委員」を設置するなど、区が関わる全ての子どもに対する権利擁護の取組を進めてきました。令和5年9月には、相談窓口として「としま子どもの権利相談室」（愛称：ふくろう相談室）を開設しました。

【課題】

- 子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度も含め、児童相談所が関わる子どもの権利擁護の全体像について子どもに分かりやすく伝えるとともに、子どもが利用しやすい仕組み作りが求められます。
- 区全体の子どもの権利擁護体制と、児童相談所が関わる子どもの権利擁護とは、相互に重なり合っており、子どもがどのような相談窓口を選んだとしても、漏れなく適切な対応を行えるような体制を整えておく必要があります。

■2 今後の取組

（1）児童相談所における意見聴取

- 児童相談所職員が子どもの権利擁護に係る研修を受講し、子どもの最善の利益を実現させるための方法や、子どもの発達特性に応じた適切なアプローチを向上させることで、子どもが安心して自身の意見を話せる環境を整備します。
- 意見聴取を行う際に使用しているシートの見直しや、援助方針の決定にあたり子どもの意見をできる限り反映させる仕組みなどを整備します。また、子どもからの意見を検討した結果を、子どもに丁寧に説明する機会を設けるなど、理解を得られるような工夫を行います。

（2）意見表明等支援事業（子どもアドボカシー）

- 里親委託中や施設入所中の子ども、また、家庭復帰後の子どもへの意見形成支援と意見表明支援を進めます。まずは里親や施設職員への説明や研修による理解促進を図りつつ、試行と検証を行い、本格実施を目指します。
- 児童相談所による各種の措置決定にあたり、子どもアドボケイトによる子どもの意見表明の機会を確保していきます。まずは一時保護所に入所中の子どもを対象に導入し、実施方法などの検証を行いながら里親委託中や施設入所中の子どもに順次拡大します。
- 乳幼児、外国にルーツのある子ども、障害のある子どもについても、先行事例などを踏まえ、個々の子どもの状況に応じた配慮を行いつつ、意見表明の機会を確保します。
- 本計画において事業評価のための指標を定め、利用者である子どもへのアンケートなどにより満足度や意見を聞き、毎年度の検証により改善と発展を図る、P D C Aサイクルを構築・運用していきます。

（3）その他の権利擁護環境の整備

- 意見表明等支援事業や子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度を含め、児童相談所が関わる子どもの権利擁護の全体像について、子どもへの「子どもの権利ノート」の

確実な説明はもとより、リーフレットの作成や意見表明等支援事業を活用した周知などを通して、子どもに分かりやすく伝え、利用しやすい環境作りを進めます。

- 「としま子どもの権利相談室」（愛称：ふくろう相談室）をはじめとした区の相談窓口の周知も進めつつ、児童相談所が関わる子どもの権利擁護事業との定期的な連絡などにより、相互の連携体制を整え、子どもからの声や被措置児童等虐待事案が発生した際に、漏れなく速やかに対応していきます。
- 子どもの権利や権利擁護の取組について、子ども本人の認知度や理解度、利用度・満足度を向上させるため、定期的な調査などにより検証・改善を進めます。
- 本計画の見直しや、子どもの権利擁護に関する施策の検討にあたっては、当事者である子どもや社会的養護経験者の参画（委員としての参画、ヒアリングやアンケートの実施など）のもとに進めます。

■3 計画期間における目標（「社会的養育推進計画策定要領」に基づく指標）

（1）評価のための指標

①子どもの視点に基づいた指標

No.	指標	現状値（※） (令和6年度)	目指す方向 (令和11年度)
1	自分の気持ちや意見を「たくさん聞いてもらえる」と思う子どもの割合	50.9%	 (増加)
2	自分の気持ちや意見が「大切にされている」と思う子どもの割合	58.5%	 (増加)
3	心配なこと、困っていることなどを聞いてくれる人が「いない」、「だれにも話さない・話したくない」と思う子どもの割合	17.0%	 (減少)
4	安心できる場所、ここにいたいと思える場所を「いま住んでいる施設」または「いま住んでいる里親の家（ファミリー・ホームを含む）」と思う子どもの割合	施設 56.4% 里親 75.0%	 (増加)

※児童養護施設、里親家庭・ファミリー・ホームで暮らす児童へのアンケート結果による

②その他の指標

No.	指標	現状値（※） (令和6年度)	目指す方向 (令和11年度)
1	措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度	71.7%（認知度）	 (増加)
2	措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	83.0%	 (増加)
3	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	24.3%（利用可能な子どもの割合）	 (増加)

※No.1と2は、本計画策定に向けた里親家庭・ファミリー・ホームで暮らす児童へのアンケートにおける回答に基づく。No.1は子どもの権利を守るための相談先などで知っているものの中で最多だったもの（児童相談所）の割合による。No.2は子どもの権利の種類についての質問への「知っている」との回答の平均による。

(2) 年度ごとの実施目標

No.	項目			令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	社会的養護に関わる関係職員 (児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、意見表明等支援事業等区委託先団体等)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	職員等	回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回
			受講者数	9人	10人	30人	30人	30人	30人	30人
		子ども	回数	4回	15回	29回	49回	64回	79回	94回
			受講者数	48人	88人	101人	121人	136人	151人	166人
2	意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合	利用可能な子どもの人数(延べ)及び割合(※1)	41人 (24.3%)	93人 (37.4%)	98人 (39.2%)	113人 (45.2%)	243人 (97.2%)	243人 (97.2%)	243人 (97.2%)	243人 (97.2%)
		事業を利用した子どもの割合(※2)	12.2%	38.8%	54.1%	70.8%	79.5%	79.5%	79.5%	79.5%

※1 試行実施開始(令和5年10月から)以降における区が措置している子どもの総数に対する利用可能な子どもの人数及び割合。

※2 利用可能な子どものうち、子どもアドボケイトとの面談や意見表明を行った子ども割合。

第3章 基本方針を実現するための取組

2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実

■ 1 現在の取組と課題

（1）支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制

【現在の取組】

令和6年4月より、区の組織体制に、「こども家庭センター」の機能を付与することで、母子保健部門と児童福祉部門を一体的に運営する環境を整え、妊産婦と家庭への支援体制を強化し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を推進しています。

こども家庭センターでは、毎月2回合同会議を開催し、サポートプランを策定する体制を整えました。

① 相談体制

「こども家庭センター」（健康推進課、長崎健康相談所、子ども家庭支援センター、子育て支援課の子育てインフォメーション、保育課の保育コンシェルジュ）、福祉事務所（子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ）及び児童相談所が窓口となり相談に対応しています。

② 把握経路

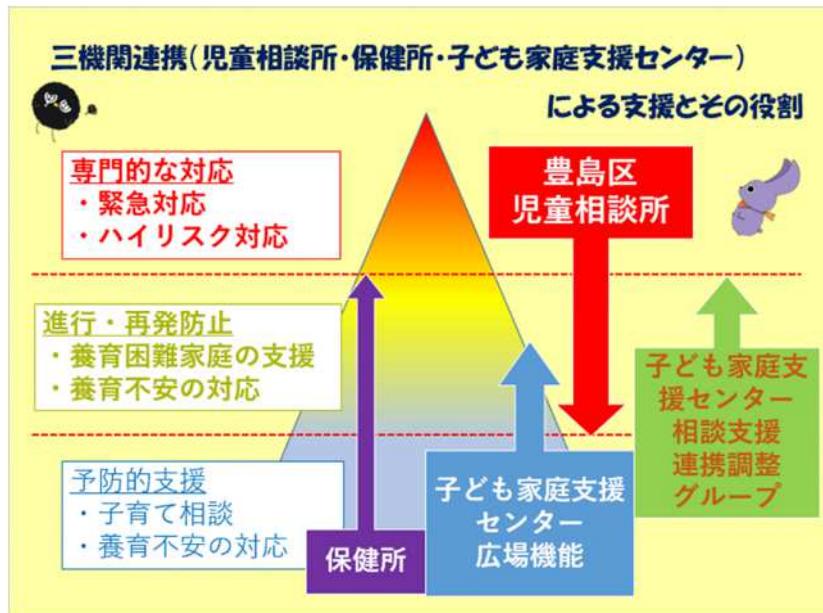
相談体制を構成する各部署での各種事業などにより、複数の把握経路を確保しています。

- ・妊産婦本人や家族などからの相談
- ・妊娠届出時のアンケート及び面接（ゆりかご面接）
- ・妊娠8か月アンケート
- ・乳幼児健診、母子保健事業
- ・子育て支援事業（バースデー訪問、子育てエール、子育てインフォメーションなど）
- ・他の自治体からの情報提供
- ・妊婦健診を実施する医療機関、出産医療機関からの情報提供
- ・妊娠相談ほっとライン（都の事業）や、妊産婦を支援するNPO（妊娠SOSなど）からの連携・情報提供 など

③ 支援体制

- 相談体制を構成する各部署で情報共有を図り、連携した支援を実施しています。
- 令和5年2月の豊島区児童相談所の開設に伴い、児童相談所、母子保健部門及び子ども家庭支援センターで構成する「三機関連携会議」を創設しました。毎月の定例会議、共通アセスメントシートによる進行管理により、支援を必要とする妊産婦及び家庭の情報共有を図り、三機関協働による支援（のりしろ型支援）を実施しています。

«三機関連携のイメージ»



- 「としま子育て応援パートナー事業」(令和6年10月開始)により、支援が必要な妊婦への相談支援体制を強化しています。
- 要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議において、関係機関との情報共有を図っています。
- 本庁舎(子育て支援課)には、平成27年度の新庁舎開設時から、区役所での手続きの際などに気軽に立ち寄れる「子育てインフォメーション」を設置し、子育てに関する情報提供から、相談・関係機関連携まで幅広い支援を行っています。

④ 入所等の支援

- 相談の結果、支援施設への入所が必要と判断された方については、状況に応じて以下の施設への入所措置や連携を行っています。

【入院助産施設】(区内1施設)

入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うこと が困難な妊婦を援助しています。

【女性自立支援施設(旧婦人保護施設)】(区外施設)

居所のない方を対象に、区を通して入所を依頼します。

【母子生活支援施設】(区内1施設)

母子家庭、または様々な事情により母子で生活する女性が、子どもと一緒に入居できる児童福祉施設です。施設では、心身と生活の安定のための相談と援助を行い、自立を支援します。

区の委託事業として、緊急一時保護事業や短期での入所支援である母子一体型ショートケア事業も実施しています。これらの事業などを通じた区との連携により、妊産婦の受け入れや、児童福祉施設等から退所する前の子どもと母親との親子関係調整などにも活用されています。

- 上記のほか、区内には、妊娠相談支援団体が独自に設置している施設も所在しています。

⑤ 職員の育成・スキル向上

相談や支援を行う職員の育成とスキル向上を図るため、母子保健部門・子育て支援部門ともに、定期的に研修を受講しています。

【課題】

① こども家庭センター

- 現在のこども家庭センターは複数の課と施設で構成されているため、母子保健部門と児童福祉部門の、一層の組織的・一体的な運営に向けた、人員の配置や実施場所の確保などが課題となっています。
- 妊娠期からの切れ目ない支援を実現するために、こども家庭センター担当者のスキルの習得が急務となっています。

② 母子生活支援施設

- 施設についての認知と理解を促進し、支援を必要とする母子が確実に施設を利用できるようにするための情報発信のあり方が課題となっています。
- 母子双方への支援が求められる、夜勤を伴う24時間体制の施設であることに加え、近年は、何らかの障害や発達に特性のある母子や、外国籍の母子も増加し、支援の困難度が高くなっています。人材の確保と育成が恒常的な課題となっています。

(2) 家庭支援事業

【現在の取組】

- 家庭支援事業は、全ての子育て世帯の養育力を高めるためサポートする事業です。
- 令和4年の児童福祉法改正により、特に要支援・要保護児童及び特に支援を必要とする妊婦支援の充実が求められています。
【新設事業】子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業
【拡充事業】子育て短期支援事業、一時預かり事業
- 子育て世帯訪問支援事業として、育児支援ヘルパー事業の要支援家庭枠対応を実施し、特に要支援家庭、ひとり親世帯、多胎児世帯については産後ドゥーラによる支援を実施しています。
- 親子関係形成支援事業として「ノーバディーズ・パーフェクト、ペアレントトレーニング、ベビープログラム」を実施しています。
- 子育て短期支援事業として、保護者が疾病などにより児童の養育が困難であり、児童養護施設や家庭で受け入れを行う協力家庭で一時的に養育する、ショートステイ事業を実施しています。
- あわせて、保護者が様々な理由により、夜間（概ね17時から21時まで）に子どもの養育が一時的に困難になった場合、施設が預かり養育するトワイライトステイ事業も実施しています。

- ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業については、令和6年4月時点で、乳児院1施設、児童養護施設2施設、母子生活支援施設1施設への委託を行っています。また、協力家庭として4家庭への委託を行っています。このうち、母子生活支援施設1施設と協力家庭1家庭はトワイライトステイにも対応しています。

【課題】

- 親子関係形成支援事業は、より多くの家族が参加できるプログラムづくりと、効果的な周知が必要です。
- ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業については、主な受け入れ先となる児童養護施設が区内に所在しないことから、区外施設への委託となっており、送迎などにかかる利用者の負担が大きい状況です。
- 児童育成支援拠点事業は、養育環境などに課題を抱え、家庭や学校に居場所のない子どもなどに対して生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援や食事の提供などを行う事業であり、専門的な対応が求められます。地域における家庭養育の支援と親子関係の維持のため、区内で実施することが望ましい事業ですが、本事業を実施可能な施設が区内には所在しない状況です。

(3) ヤングケアラーへの支援

【現在の取組】

令和5年度に、ヤングケアラー支援コーディネーターを2名配置し、ヤングケアラーの支援の窓口を、子ども家庭支援センターに開設しました。令和5年度の対応家庭数は30家庭でした。令和6年度は、要保護児童対策地域協議会の中にヤングケアラー支援を位置付け、機関連携を強化しました。

【課題】

ヤングケアラーの存在は表に現れにくいため、子ども自身と周りの大人、関係機関への普及啓発と、支援にあたる職員のスキルアップが必要です。また、ヤングケアラーの対象児が18歳以上になる際の、支援の継続をどのように行うかが課題です。

■2 今後の取組

(1) 支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制

① 相談支援体制の強化

- 東部子ども家庭支援センターと西部子ども家庭支援センターの移転計画において、子ども家庭センターの構成課である健康推進課及び長崎健康相談所との一体的運営について、体制整備を含め検討を進めます。
- 「こども家庭センター」機能による連携と、その一部である「としま子育て応援パートナー事業」により、相談支援体制を強化していきます。
また、区内で活動するNPOなど支援団体との連携強化を図ります。

② 支援のあり方

- 特に支援を必要とする妊婦など、困難を有する女性への対応や入所を伴う支援は、当事者が事情により住所地を離れ、繁華街や支援団体に身を寄せるケースなど、流動的な居場所の移動が見られます。そのため、当事者を真に必要な支援につなげられるよう、区の範囲を越えた広域的な連携の仕組みが必要です。令和4年の改正児童福祉法により事業として位置づけられた「妊産婦等生活援助事業」についても、同様に広域的対応が求められるものであるため、都や近隣自治体との連携・調整を進めます。
- 支援を必要とする妊産婦に関しては、相談窓口や入院助産制度についての情報を、SNSなど多様なチャンネルを活用し、より分かりやすく周知していきます。また、外国人住民に向けて、相談や各種手続への同行・通訳支援事業や、ホームページや案内リーフレットの多言語化などを進めます。

③ 職員の育成・スキル向上

- 各事業、各担当課における専門研修やOJTにより、特に支援が必要な妊婦支援の知識習得と専門性向上を図ります。
- こども家庭センターに関する研修を通して、関係する職員の意識・スキルの向上を図り、連携を強化します。

④ その他事業による支援の充実

- 産後ドゥーラ事業については、実績を踏まえつつ、サービスを展開できる環境を整えます。また、受講料の一部を助成することで、担い手の増加を図ります。
- 産後ケア事業については、宿泊型に加え、日帰り型の委託施設の増加と訪問型の開始の検討を進めます。

⑤ 母子生活支援施設との連携の強化

- 親子分離を伴わない入所支援が可能な唯一の児童福祉施設という特色を最大限に生かしつつ、地域におけるひとり親家庭支援の充実に向けた対応が可能となるよう、施設との連携を強化します。
- 施設と区の定期的な協議により、地域における家庭支援事業や母子支援事業の実施などについて、中長期的な視点で目標を設定し、施設の活用を進めます。また、支援を必要とする母子が確実に施設を利用できるようにするため、関係機関への理解促進と施設についての情報発信の取組を支援します。
- 人材の確保・定着や事務の効率化、養育支援機能の強化、アフターケアの充実などのため、各種補助金や措置費の加算などにより、施設運営を支援します。

(2) 家庭支援事業

- ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は、一時的な育児のレスパイト（休息）により、全ての子育て世帯の養育力を高め、サポートする事業です。家庭養育の維持と、虐待などによる親子分離の発生予防に資する事業であり、今後強化が必要です。協力家庭を増やす取組を行い、あわせて近隣区の児童養護施設の活用や、区内への児童養護施設な

どの誘致による利用環境整備の検討を行います(※)。

- 児童育成支援拠点事業については、区内への児童養護施設などの誘致による実施可能性を検討します(※)。

※実施段階での詳細な検討が必要です。区内における社会的養育充実のための施設のあり方については、44ページからの項に記載しています。

(3) ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーについて普及啓発を更に進めます。体制を整備し、児童が18歳以上になる際の支援については、子ども若者支援協議会と連携して取り組みます。また、相談対応にあたっては、ピアサポートが受けられるような居場所づくり及び地域の見守り支援について検討を進めます。
- 区内の全小中学校に支援コーディネーターが訪問し、相談窓口を周知します。区民向けの講座を実施するとともに、関係機関連絡会議を定期的に開催していきます。
- ヤングケアラーという用語の使い方について、相談を受ける時や支援する時など、場面に応じ当事者の視点で考え、配慮して使用します。

■3 計画期間における目標（「社会的養育推進計画策定要領」に基づく指標）

No.	指標		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	こども家庭センターの設置数		—	1	1	1	1	1	1
2	子ども家庭福祉行政に携わる職員に対する研修の実施回数、受講者数	回数	13回	13回	13回	14回	14回	15回	15回
		受講者数(延べ)	195人	195人	195人	210人	210人	225人	225人
3	市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策（「子ども・子育て支援事業計画」から転載）	子育て短期支援事業(ショートステイ)(延べ利用者数)	4,015人	—	3,650人	3,650人	3,650人	3,650人	3,650人
		養育支援訪問事業	実施体制:10人(東部6人、西部4人)、実施機関:子ども家庭支援センター						
		育児支援ヘルパー事業	実施機関:子ども家庭支援センター、委託団体等:民間事業者7社						
		幼稚園型	117,990人	—	119,130人	118,905人	119,310人	119,040人	119,250人
		一時預かり事業 (延べ利用者数)	保育園、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター	28,531人	—	24,340人	24,340人	24,340人	24,340人
		トワイライトステイ	1,460人	—	1,460人	1,460人	1,460人	1,460人	1,460人
		子育て世帯訪問支援事業	実施機関:子ども家庭支援センター、委託団体等:民間事業者9社						
		児童育成支援拠点事業	—	—	(実施段階での検討による)				
		親子関係形成支援事業(人)	—	—	540人	540人	540人	540人	540人
4		ショートステイ及びトワイライトステイ事業(子育て短期支援事業)を委託している里親・ファミリーホーム数	4家庭	4家庭	4家庭	5家庭	5家庭	6家庭	6家庭
5	妊娠婦等生活援助事業の実施事業所数		—	—	(都内における広域的対応を実施)				
6	助産施設の設置数※		1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
7	特定妊娠等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	回数	—	4回	4回	4回	4回	4回	4回
		受講者数	—	40人	40人	40人	40人	40人	40人

※都立大塚病院

第3章 基本方針を実現するための取組

3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

■ 1 現在の取組と課題

（1）児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化

【現在の取組】

- 平成28年の改正児童福祉法においては昭和22年の制定時から見直されてこなされた理念規定が改正され、子どもが権利の主体として位置付けられました。また、子どもの「家庭養育優先原則」が明記され、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）を推進することが明確にされました。
区では、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは家庭維持・復帰に向けた支援を行い、代替養育が必要と考えられる場合は、個々の状況を踏まえ、子どもにとって最も望ましいと考えられる代替養育先を検討しています。
- 施設などへの入所措置を行った場合でも、可能な限り早期に家庭復帰ができるよう、全てのケースについて家庭復帰時期の目安を定めるとともに、家庭復帰のチェックリストを活用しながら適切な進行管理を行っています。

【課題】

- 社会的養護が必要な児童の中には、発達上の課題や性格行動の偏りなど、特徴のある児童が多く、専門的な支援技術を有する家庭養護先の支援・育成を充実させる必要があります。
- 施設や里親への措置入所・委託を行う際には、保護者の同意を取ってから行っていますが、施設に比べて里親等への委託を行うことに難色を示すことが多く、里親等への委託を進める上での課題の一つとなっています。それが里親等への委託を阻害する要因の一つとなっています。
- 里親等委託をすることで子どもの状況に合わせた養育が可能となる反面、里親宅における生活ルールの調整など、よりきめ細かな対応が必要となることから、児童福祉司の負担が大きくなります。里親家庭における不調をきたさないよう、児童福祉司をはじめとした専門職の職員体制強化が必要となります。

（2）親子関係の再構築に向けた取組

【現在の取組】

- 令和6年度から民間のカウンセラーに依頼する形で親子再統合支援事業を開始しました。子どもの健やかな育ちのためには親を含めた支援が必要であることから、主に一時保護や施設入所から家庭復帰した在宅指導中のケースを対象として、カウンセリングや養育スキルの支援を実施し、適切な親子の関係性の再構築を支援しています。

【課題】

- 在宅指導以外のケースについても、子どもの意見や意向を踏まえながら、早期の家庭復

帰に向けて親子関係の再構築を支援する必要があります。また、家庭復帰後の虐待再発の防止、再措置防止などの観点から長期的な支援が行えるよう体制の整備が必要です。

- 親子再統合支援事業におけるプログラムの活用だけではなく、保護者との面談等の場面においても、親子関係再構築の視点から職員が適切な相談援助活動を行えるよう、職員のスキル向上が必要です。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

【現在の取組】

- 実親に対して養育の意思を丁寧に確認し、実親による養育が全く望めない場合や、実親が行方不明などの場合には、親族による養育の検討とあわせて特別養子縁組についても検討を行い、早期のパーマネンシー保障に向けたケースマネジメントを行っています。
- 特別養子縁組については、乳幼児期が愛着関係の基礎を作る時期であること、子どもの年齢が高くなるほどマッチングが困難となるケースがあることなどを踏まえ、より早期の縁組を目指して、都における新生児委託を積極的に活用しています。

【課題】

- 特別養子縁組の候補児年齢が15歳未満に引き上げられたことにより、児童にとっては、特別養子縁組への機会が拡大しましたが、高年齢児への取組はまだ限られているのが課題です。
- 養子縁組里親の登録数に比べ養子縁組候補児の数が少なく、マッチングに至りづらい状況にあります。マッチングを円滑に進めるための支援や、未委託の里親家庭のモチベーション及び養育スキルの維持に向けた支援が必要です。
- 豊島区児童相談所に登録された養子縁組里親は、委託期間中はフォスタリング機関^(※)や親担当・子担当児童相談所の支援を受けることができます。養子縁組成立後は6か月間の児童福祉司指導にとどまり、その後の子どもの発達に応じた「真実告知」など、子どもが直面する様々な生活課題に対して、いかにフォスタリング機関と連携していくかが課題です。
- また、養子縁組民間あっせん事業者と児童相談所のマッチングや縁組成立、その後のケースの進め方については、都における試行結果・検証を踏まえ、サービスの利用者が混乱しない仕組みづくりが課題となっています。

※ 里親等に関する、リクルート・研修・子どもとのマッチング・養育支援・委託措置解除後の支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い養育がなされるために行われる様々な支援を包括的に実施する機関をいいます。

■2 今後の取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化

- 代替養育における里親等への委託推進
児童相談所において措置を行う際には、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念

を念頭に置いたケースワークが必要です。まずは子ども家庭支援センターにおける家庭支援事業などを活用した上で家庭復帰を目指しますが、それが難しい場合においては、親族里親・養子縁組里親の検討を行い、その上で養育家庭への委託、施設への入所を検討します。また、子どもの意見を十分に聞くことや丁寧に説明することが当然に必要となります。保護者に対しても説明を尽くすことで、それぞれが納得する形で子どもの最善の利益を保障できるよう努めます。

また、措置解除の場面においても、子ども、実親、里親等の意見を踏まえた検討や丁寧な説明を行っていくことで、家庭復帰や自立に際して各関係者が納得した形での結論となるよう努めます。

○ 「子どもの最善の利益」を真ん中に据えた取組の推進

里親への委託にあたっては、子どもが里親に取られてしまい、もう実親の元に戻れなくなるという危機感や、他人が親代わりになることへの強い拒否感から里親委託については同意しないという保護者もいます。このようなことから里親への委託が行われないことを防ぐため、「子どもの最善の利益」の視点でケースワークを進めて保護者の理解をさらに得ていくよう努めます。

(2) 親子関係の再構築に向けた取組

○ 親子再統合支援事業の実施拡大

親子関係再構築は「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義されています。親子関係の再構築は現在営まれている家庭生活を維持することのみならず、施設や里親家庭で暮らしている子どもとその親に対しても対象を拡大するとともに里親家庭で不調に陥っている家庭にも当事業を活用することにより、家庭の状況や課題に合わせた関係修復などに活用していきます。

さらに、在宅指導中の家庭や家庭復帰後の家庭における予防的支援や再措置防止の観点から、重層的・複合的・継続的に家庭を支える体制を構築するため、こども家庭センターをはじめとした関係機関との綿密な連携を図りながら、家庭養育優先原則にかなった事業の活用を行います。

○ 職員の知識・スキルの向上

親子関係の再構築は親子再統合支援事業におけるプログラムの活用を実施することではありません。プログラムの実施は親子関係再構築の支援方法の一つであり、親子関係の再構築は子どもと親などの意向・意見が反映され、その方針を両者が理解し、納得した上で援助指針を決定していくことが重要です。児童福祉司をはじめとする職員は親子再構築支援の持つ意義を理解した上で、知識・経験やスキルの向上を図り、日々の相談援助業務について一層の質の向上を図ります。

スキルの向上は一朝一夕にできるものではないため、各プログラムや相談支援に関する研修の受講を通してより良い支援が行えるよう努めるとともに、親子再統合支援を専門的に行う係の創設も検討します。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

○ 未委託里親に対する支援

未委託の期間が継続することは里親としてのモチベーションの低下はもちろん、研修で学んできた養育スキルの低下も引き起こすことが想定されます。現状として養子縁組里親数に対する養子縁組候補児が少なくなっているため、フォースターリング機関を活用して、未委託里親を訪問し、個別に研修や交流会への参加を促し、養育スキルの維持を図っていきます。

また、養子縁組里親と養育家庭の二重登録を行っている家庭については、養育家庭として子どもを受け入れることで、養育に対する知識や経験の取得を目指していきます。民間あっせん機関などとの連携を強化し円滑なマッチングを図るとともに、フォースターリング機関などを活用して、マッチングを待つ里親家庭に対する支援の充実に努めます。

○ 養子縁組民間あっせん機関の活用

養子縁組民間あっせん機関は、児童相談所における養子縁組成立後の家庭に対しても長く関わることができるとともに、区の範囲にとどまらず広域で活動を行っていることから、養子縁組里親同士のコミュニティを活用すること、真実告知や養子縁組成立後の家庭が抱える問題に対するノウハウなどの活用も期待できます。こうしたあっせん機関との協働により養子縁組成立後の里親が社会で孤立することのないような体制を構築できるよう、役割分担と連携の在り方を都の検証結果も参考にしながら進めています。

○ 子どもの出自を知る権利の保障

子どもが自身の出自を知る権利は非常に重要な権利であり、特に養子縁組里親の下で育つ子どもについては、その権利をいかにして保障していくかを考えることが重要です。現在、生い立ちに関する記録は児童相談所や民間あっせん機関が保有していますが、子どもの出自を知る権利を保障するためには、その記録の保管方法が非常に重要となるため、区では養子縁組里親に係る記録の保存期間を「永年」としています。そして、その提供にあたっては、子どもの状況などを確認しながら、子どもにとってより良い形で生い立ちの整理ができるよう努めています。

○ 児童相談所長による特別養子縁組適格の申立て等

親権者に養育意思がなく子どもを児童相談所が措置した後に連絡を拒む場合や、親権者が行方不明となる場合等、実家庭に復帰することが難しいときには、特別養子縁組の手続を検討することとなります。しかし、親権者の同意を必要以上に重視してしまうと、子どもの早期のパーマネンシー保障に向けた相談援助活動が遅れる可能性があります。この場合、児童相談所長が特別養子縁組適格の申立て及び特別養子縁組成立の申立てを行うことで、早期に特別養子縁組を成立させることができ、養親のもとで安定した生活を送ることができるようになります。

現在、児童相談所においてその事例はありませんが、弁護士等とも連携して体制を整備に向けた検討を行います。

■3 計画期間における目標（「社会的養育推進計画策定要領」に基づく指標）

（1）評価のための指標

No.	指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向 (令和11年度)
1	里親・ファミリーホームや施設の平均措置期間	里親	1,644日  (維持)
		ファミリーホーム	2,166日  (維持)
		乳児院	396日  (減少)
		児童養護施設	1,476日  (増加※)
2	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数	実施回数	9回  (増加)
		ライセンス取得数	4個  (増加)
3	民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	28件	 (増加)
4	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	0件	 (維持)
5	里親支援センターやフォスター・アドバイザリーリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	4件	 (維持)

※ケアニーズの高い子どもの入所が増えることによる措置期間の増加を想定。

（2）年度ごとの実施目標

No.	指標	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	親支援	—	15件	15件	16件	17件	18件
		子支援	—	2件	2件	3件	4件	5件
2	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	回数	6回	2回	2回	2回	2回	2回
		受講者数	11人	33人	35人	35人	35人	35人
3	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件
4	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件
5	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	—	1人	1人	1人	1人	1人	1人

第3章 基本方針を実現するための取組

4 一時保護児童への支援体制の強化

■ 1 現在の取組と課題

【現在の取組】

<一時保護所の現状>

- 一時保護所は、幼児・学齢男児・学齢女児の3つのユニットに分けており、それぞれ4名を定員としています。
- 令和5年度の一時保護所における1日あたりの平均保護児童数は13.4名で、施設定員である12名を上回っています。また、学齢男児・女児については、平均入所率がそれぞれ119.5%・109.1%となっており、定員超過の状況となっています。

<一時保護所の支援体制>

- 一時保護所に入所している子どもの権利を守る観点から、意見表明支援員が定期的に訪問し、子どもの意見形成や適切に意見表明できるよう支援する事業を行っています。
- 子どもの意向や状況などを踏まえ、一時保護中においても通学が可能な子どもについては引き続き在籍校に通うことができるよう、子どもの年齢に応じて通学を補助する職員が付き添うなど、通学を支援する体制を整備しています。
- 子どもの状況等に最も適した環境で、生活の質が保障され、子どもの最善の利益が図られているか、子どもの視点から評価を行うことを目的として、一時保護所の第三者評価を令和6年度から実施するための検討を進めています。

【課題】

- 区の一時保護所では、1ユニット4名定員とし、かつ幼児を除く子どもそれぞれに個室を用意しており、家庭的養育に適した環境を整備していますが、定員を超過する状態が長期間続く場合、良好な保護環境の確保が困難となります。
さらに、子どもにとっての環境変化を最小限に抑える観点から、家庭的環境を備えた一時保護委託先施設を、区内に確保していく検討が必要です。

■ 2 今後の取組

○ 安心して生活できる環境整備

一時保護ガイドラインの保護時及び解除時における個別的ケアなどのアプローチを念頭に、一時保護に係る行動観察及びアセスメントにおける手厚いケアを実施していきます。また、幼児を除く子どもにおける個室環境を維持することでプライバシーが守られた家庭的な雰囲気のもと、「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」に即した、子どもが安心して安全に過ごすことができ、権利や希望に十分に配慮された環境を整備していきます。

○ 適切な運営に向けた取組

一時保護された子どもの生活・支援における一時保護所職員のかかわりにおいて、「良い点」や「改善すべき点」を整理し、それらを踏まえ一時保護における質をより高めていくことが必要です。第三者評価を受けることで、子どもと職員間において相互に「伝えたいことが正しく伝わっているか」を客観的に振り返り、子どもとの関係性構築のあり方及び適正な運営体制の実現に向け、さらなる改善に努めています。

○ 通学・学習支援の整備

在籍校への通学を実現させる取組、個別指導や学習用タブレットなどを活用した柔軟な学習機会の提供を推進していくことにより、個々の状況に寄り添い子どもの希望を尊重したニーズへの対応を手厚く行えるよう、支援体制を整備していきます。

○ 一時保護所職員の資質向上

子どもへの個別的ケアを充実させるため、一時保護所職員の知見をより専門的に深める研修機会を充実させていきます。

○ 家庭養育優先原則を踏まえた一時保護委託先の確保

区の一時保護所は、幼児を除く子どもについて原則個室を提供しており、家庭的な養育環境づくりに努めています。しかし、一時保護中の児童数が増加し、ユニットの定員数を上回ってしまう場合は、一時的に静養室などを利用するなど、通常の想定とは異なる部屋を使用する場合もあり、家庭的な養育環境の継続的・安定的な確保に課題があります。

そのため、区内において、家庭的な養育環境の整った一時保護委託先の確保に努め、一時保護ガイドラインに即した慎重なアセスメントを実施した上で、そのような一時保護委託を積極的に活用していくことで、家庭的な環境において子どもを養育できるよう努めます。

■3 計画期間における目標（「社会的養育推進計画策定要領」に基づく指標）

（1）評価のための指標

No.	指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向 (令和11年度)
1	一時保護施設の平均入所日数	55.5日	➡ (減少)
2	一時保護施設の平均入所率	107.0% (※)	➡ (維持)

※令和5年2月(児童相談所設置)から令和5年度末までの平均入所率

（2）年度ごとの実施目標

No.	指標	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	一時保護施設の定員数	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人
2	委託一時保護が可能な里親・ファミリー・ホーム、児童福祉施設等の確保数	里親・ファミリー・ホーム 24家庭	24家庭	27家庭	31家庭	34家庭	37家庭	41家庭
	児童福祉施設等	—	—					(実施段階での検討による)
3	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	回数 11回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
		受講者数 (延べ) 34人	45人	70人	85人	85人	85人	85人
4	第三者評価を実施している一時保護施設数	—	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

第3章 基本方針を実現するための取組

5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

■ 1 現在の取組と課題

(1) 里親・ファミリーホームへの委託推進の取組

【現在の取組】

- 児童相談所が里親・ファミリーホームに委託している児童は32人、代替養育を必要とする児童全体に占める里親・ファミリーホームへの委託率（里親等委託率）は、32.3%（令和5年度末時点）となっています。委託率は年齢により差があり、3歳以上就学前が最も高く60%を超えますが、3歳未満及び学童期以降は30%未満となっています。

«里親等委託率»

種別	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	合計
施設(乳児院・児童養護施設)	10	7	50	67
里親・ファミリーホーム	3	11	18	32
計	13	18	68	99
里親等への委託率	23.1%	61.1%	26.5%	32.3%
	45.2%			

委託率=里親・ファミリーホーム(FH)委託児童数÷(乳児院・児童陽男施設措置児童数+里親・FH委託児童数)

«里親登録率、稼動率»

登録率※1	稼動率※2
46.5%	26.1%

※1 区が措置・委託している施設及び里親等児童数における区内里親・ファミリーホームの定員数の割合

※2 区内里親・ファミリーホームの定員数における委託児童数の割合

«区における里親登録の状況(令和6年3月末日時点)»

種別	登録家庭数	児童の委託家庭数	委託児童数
内	養育家庭	22(3)※1	9
	専門養育家庭	2	0
	ファミリーホーム	2	4
養子縁組里親	12(4)	1	1
計	34(6)※2	10	12

※1 ()は令和5年度新規登録里親数

※2 34家庭のうち、2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭

- 区における里親登録家庭数は、令和6年3月末日時点で34家庭（うち2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭）です。その内訳は養育家庭22家庭（うち里親移行型ファミリーホーム2家庭、専門養育家庭2家庭）、養子縁組里親12家庭です。親族里親はありません。
- 34家庭のうち、子どもを受託している里親は9家庭、登録率は46.5%、稼働率は26.1%です。子どもを受託している里親のうち、1名は区の児童相談所から委託している児童ですが、その他は都及び他区の子どもを受託しています。
- 区では児童相談所開設当初からフォースターリング機関に里親等支援業務を委託しています。里親等のリクルートやトレーニング、里親委託後のサポートや子どもの自立後の支援などを行っており、里親研修事業は別機関が担っていましたが、令和6年度からは、里親研修事業も区のフォースターリング機関において実施することとなりました。
- リクルート活動においては、新規里親希望者向けの個別相談会や養育体験発表会の開催、区役所本庁舎でのパネル展示などの啓発活動やグッズ作成を行っています。

【課題】

代替養育を必要とする子どもは今後もほぼ横ばいで推移することが見込まれています。児童養護施設をはじめとする施設においても施設定員の小規模化やグループホームの設置に伴って家庭的な環境が整ってきましたが、里親家庭が持つ家庭と同様の環境は代替養育先として重要な委託先となります。しかしながら、これまでの児童養護施設などの施設養育から里親等への家庭養育の推進という過渡期においては、施設に措置を行うケースの方が依然として多い状況です。この状況のなか、里親委託率、里親登録率、里親稼働率における課題は以下のとおりです。

- 里親等委託率の向上

平成29年8月に国が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」において、里親等委託率の目標値が示されました。この目標では、「就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%」という目標を掲げていますが、現時点及び計画終期における達成は非常に困難であるといえます。しかしながら、子どもの愛着形成や発達に寄与する影響は大きいため、里親委託率の向上を図る必要があります。

- 里親登録率の向上

代替養育必要数は今後も増加が見込まれる中、里親等委託率の向上を目指すためには里親登録数を増やす必要があります。区の登録率は46.5%であり、区の里親のみでは賄えない状況です。里親制度においては都及び児童相談所設置区で協定を結び、相互委託しているため、子どもの状況に最も適した家庭に委託することができますが、子どもにおいては生活環境の大きな変化というデメリットもあるため、区内に委託することができる里親数も増やしていく必要があります。

- 里親稼働率の向上

里親登録率と同様に、里親稼働率を上げることで、子どもにとってより有効な里親をマッチングすることが可能となります。現在、区における里親稼働率は26.1%となっています。委託されていない理由を明らかにしつつ、委託されないことについて課題がある場合には、それに対応していく必要があります。

（2）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

【現在の取組】

- 里親制度の普及促進や里親家庭の総合的な支援を目的として、児童相談所開設当初からフォースターリング機関に事業の委託を行っています。フォースターリング機関では、前述のとおり里親の普及促進を行うほか、里親希望者への研修、里親委託後のサポートや子どもが自立した後の支援など、里親に関する様々な部分において支援を行っています。
- 令和5年度までは、別の機関に里親に関する研修の実施を行っていましたが、令和6年度より委託先のフォースターリング機関において研修を実施することとなりました。これにより、区独自の研修も実施することが可能となり、区として求める里親像にあった研修などの実施が可能となりました。
- 令和5年度新たに里親となった家庭は6家庭（養育家庭3家庭、養子縁組里親4家庭（二重登録家庭1家庭を含む））です。一方で、里親登録取消となった家庭は1家庭でした。

【課題】

- 未委託家庭の解消
児童相談所開設以前より区内の里親は多くの子どもを受託していますが、現在も全ての里親が子どもを受託しているわけではありません。一時保護委託やレスパイトを中心に行っている里親もいる中で、現状では里親委託、一時保護委託などを受けていない里親もいます。委託されない期間が長くなることで、養育スキルの低下などが考えられるため、各家庭が抱える課題がある場合にはそれを解消していく必要があります。
- 新規里親の開拓
里親等委託率を増やすためには里親数を増やすことが必要となります。里親制度の認知率は90%程度となっていますが、その中から全ての家庭が里親登録に至るわけではないので、まずは里親制度を広く知らすことから、実際に里親登録へと至るリクルート活動が非常に重要です。
- ケアニーズの高い児童への対応
代替養育を必要とする児童においては、個別的ケアが必要な児童の割合が増えており、それに伴って施設入所となる児童も多数いる状況です。個別的ケアが必要な児童においてもその程度は様々であり、その全てを施設養育で賄おうとすると、よりニーズの高い児童を受け入れることが困難となるため、専門里親制度を活用しながら受け入れ可能な子どもはできる限り里親制度において養育ができるようになることが重要です。
- 里親委託児童への支援強化
里親のもとに委託される児童の中には、委託前に不適切な養育環境に置かれてきた児童も少なくありません。また、幼少期から委託された児童には真実告知など、時に児童本人だけでは抱えきれない課題に直面することもあります。さらに、学校生活の行事や授業、クラスメイトとの何気ない会話などを通じ、自分自身が置かれている立場にあらためて直面することもあります。こうした児童一人一人の成育歴や課題を十分理解し支援する関係機関の取組や、地域全体で委託児童を見守るための意識啓発活動は、まだ不十分です。

■2 今後の取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託推進等の取組

里親家庭への委託に取り組むことは、子どもの発達上好影響を及ぼしますが、設定した委託率を達成するために機械的に里親委託を進めることは却って逆効果となります。子どもの状況などを踏まえて最良の養育先を検討し、その結果として里親委託となった場合にあっては、子ども担当児童福祉司による子どもへの意見聴取や、意見表明等支援事業により、子どもの意見や思いを尊重しつつ、子どもの最善の利益を最大限保障しながら里親等委託を進めていきます。

① 里親・ファミリーホームへの委託推進

- 里親委託の推進を行う上では、まず里親委託の可否を検討することが重要になります。新規で措置される子どもはもとより、現在施設に入所している子どもにおいても、里親委託の障壁となる課題を解決して里親委託へとつなげられるよう見通しを持ったケースワークを行います。
- 区における3歳未満の里親委託率は、令和5年度末で23.1%と国が目指す75%の目標から大きく乖離している状況です。現在は乳児院が主な入所先となっていますが、乳幼児の受け入れが可能な里親への委託を第一に考え、早期から家庭と同様の環境を提供できるように検討します。
- 里親家庭への委託推進のためには子どもの状況を確認するとともにフォスタリング機関と連携しながらマッチングを進めていきます。フォスタリング機関が措置される前段階など、早期から関わりを持つことでより適したマッチングを行うことも可能となるため、場合に応じてフォスタリング機関が子どもの面接に同席するなどして子どもの状況を把握し、その状況から里親のマッチングを行うことも検討します。
- また、区では一時保護所の入所率が高いという現状があり、一時保護委託を活用する必要がある状況においても一時保護委託を受け入れる里親家庭は非常に重要な選択肢となります。一時保護段階から里親委託を活用し、その後の状況次第で里親家庭委託となることで子どもは環境の変化を抑えられる効果もあります。ただし、この場合、児童相談所が子どもの状況をよく確認する必要があるとともに、里親家庭も子どもの状況を知ることができ、お互いのミスマッチが発生しないような体制を構築していく必要があります。

② 里親登録数の増加

- よりよいマッチングを行うためには里親の登録数を増やすことが必要不可欠となります。里親のなり手を増やすことで、一時保護委託やレスパイト利用などとしての活用も見込まれるため、区内における里親養育がより充実することとなります。里親による通学支援を受けながら原籍校に通い続けることができる等、子ども達が里親委託に伴って転校する影響を最小限に抑えるため、区としては、小学校区ごとに2家庭の里親登録を行うことを目指します。
- その際、里親としてどのような活動をしていくかを確認した上で、里親委託だけでな

く一時保護委託などの短期間での養育の重要性も説明し、受け入れについて協力をいたたくことも行っています。

- 「週末里親」のように、短期間でも受け入れ可能な里親を整備することで、里親はそれぞれの生活に合わせた受託が可能となり、子どもも実家庭から離れる時間を作ることで、ショートステイ事業と同様に虐待の予防効果が期待されます。里親として、長期間の委託が難しい方でも里親家庭として活動できる方策として、短期間での受託をメインとしたリクルートを行うことで、里親としての活動の裾野を広げつつ、その中で長期の委託をできる里親を育成していきます。

③ 親族里親制度の活用

- 親族里親は、実親が様々な事象で子どもを養育できない場合に、祖父母など三親等以内の親族が養育を行う里親のことを指します。祖父母などが実親に代わり子どもの養育を行うというケースも十分に考えられる状況ですが、区における親族里親登録はなく、制度の活用が課題となっています。
- 親族里親として認定されるには研修の受講も必要とはなりますが、子どもの養育に必要な知識を習得できることをはじめ、里親手当をはじめとした経済的支援や児童相談所の児童福祉司、フォースタリング機関の相談支援も利用可能となるなどのメリットも多いため、まずは親族里親制度のPR活動を行います。その際、親族が豊島区外にいる場合も考えられるので、他自治体のフォースタリング機関とも情報共有を行うことで、制度を必要とする方々が広く利用できるよう努めます。

（2）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

① リクルート活動の推進

- 里親家庭への委託を推進するには、まず里親登録数の増加が必要不可欠となります。里親制度の周知は都や児童相談所設置区においてリクルート活動を続ける中で認知度は広がっていますが、まだなり手となる家庭が必要な状況です。区が目指す「1小学校区2家庭」の里親家庭登録を目指すため、さらなるリクルート活動の強化が必要です。
- まずはさらなる認知度を広げるためにX（旧Twitter）などSNSを活用した活動や、町会や学区など地域を絞ったリクルートを行います。また、一時保護や子どもの年齢に特化（乳児や高年齢児など）したアプローチをすることでよりイメージが具体化しやすくなることも考えられるため、対象者を絞ったリクルートを行うことも効果的であると考えられます。
- ショートステイ協力家庭と里親家庭の別制度のリクルートをあわせて行うことも有効であると考えます。それぞれの制度の違いを理解し、希望者が各自の状況に合わせてなり手となってもらうことで、選択肢を増やすことができ、心理的な負担感を軽減させることができます。
- リクルート活動の中では里親家庭のなり手となる家庭に向けた宣伝も必要ですが、まずは里親制度を知ってもらい、里親家庭となる家庭が地域で孤立しない取組としても重要な役割となります。各学校の生徒や教員に向けた啓発活動もあわせて行うことにより里親が活動しやすくなることが期待されます。

② ケアニーズの高い子どもの里親等委託の推進

- 児童相談所で措置入所を行う子どものうち、虐待を受けたことや子ども発達特性など、個別的ケアが必要とされる児童は年々増加している状況です。子どもの状況に応じて児童養護施設や、割愛入所により都外の児童心理治療施設に入所することもありますが、年々増加する需要を満たす供給量を維持することは非常に困難です。この需要に対応するためにも、専門里親を増やし、ケアニーズの高い子ども達の委託を推進します。子ども達にとっても家庭と同様の環境で養育を受けることが可能となり、里親家庭の中でより手厚いサポートを受けることができるようになります。あわせて、子どもの状況に応じてファミリーホームの活用も検討します。
- しかしながら、ケアニーズの高い子どもの受託は、通常の里親以上のサポートが必要になるとともに、ファミリーホームで受託する場合にあっては他の子どもとの関係にも配慮が必要となります。フォースタリング機関や子どもを担当する児童相談所と連携し、委託先の決定時から日常生活、ひいては子どもの自立やそれ以降にかけて、より良い環境となるよう努めます。
- また、子どもを受け入れてからも、里親と比べて児童相談所の支援が必要となることが想定されます。子どもの委託後の支援を綿密に行うため、児童相談所やフォースタリング機関をはじめとするチーム養育体制を活用し、未だに少ない専門里親が孤立しない環境づくりを整備します。

③ 未委託家庭の解消

- 里親という社会資源が限られている現在において、里親家庭へのマッチング推進にあたっては、現在未委託となっている里親にも委託を進める必要があります。令和5年度末における里親稼働率は30%弱であり、未委託の状態が続くことで里親としてのモチベーションの低下や研修などで学んだ養育に係る知識が薄れることで、よりマッチングから遠く悪循環となるおそれがあります。
- まずは、未委託家庭への個別訪問などにおいて未委託の状況が続いていることについての聞き取りや里親の思いや希望を確認し、個々の事情に合わせたプランの策定やトレーニングを行うなど、どうすればマッチングに至るかを考えていく必要があります。特に委託希望児童の年齢は低年齢児を希望する家庭が多くなる傾向にあるため、高年齢児の受け入れを目指す取組も未委託家庭の解消に有用と考えます。
- また、これまで養子縁組里親として登録された里親は、短期のみでの受け入れを条件として、養育家庭として二重登録を行ってきましたが、二重登録の運用の見直しを図り、養育家庭として受け入れる期間が長期となる場合にも適用を拡大することで、より活用しやすく、児童の委託につながる制度運用とします。
- 未委託家庭となる里親は、里親委託の際の不調等、過去に受託した際の出来事が原因となることも少なくありません。過去の受託における状況の聞き取りを丁寧に行い、里親が次の里親委託に前向きになれるようフォースタリング機関と連携してサポートします。

④ フォスタリング機関のさらなる活用

- 里親・ファミリーホームへの委託をはじめとした里親制度の推進にあたっては、フォスタリング機関の活用が重要な役割を果たします。フォスタリング機関は、里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研修、子どもと里親等のマッチング、子どもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援業務を行うことができるため、里親子とより長期間にわたって関わることができるのが強みです。現状では、区は子どもと里親等のマッチング以外を委託している状況であるため、フォスタリング機関がマッチングに関わることでフォスタリング機関の持つ専門性を最大限に発揮していくことが重要となります。
- さらに、里親等のリクルートのみを別の機関に委託するなど、それぞれの機関が持つ強みを最大限に生かした活動を行うことで、より効果的な里親制度の推進を行うことも検討します。
- 令和4年の児童福祉法改正において、里親支援事業（フォスタリング事業）を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、新たに「里親支援センター」が創設されました。現在のフォスタリング機関から里親支援センターに移行するにあたり、実施内容等の検討を行いながら設置を進め、より良い里親支援事業の実施に努めます。

⑤ 里親委託児童への支援の強化

児童相談所には、まず日常生活を通じて委託児童の心身の発達状況を心理・医学・ソーシャルワークの側面からの的確に把握していくことが求められます。「真実告知」など委託児童にとって切実な課題についても、児童本人の「知る権利」を中心にして、適切な伝え方を里親と協議するとともに、伝えられた事実を児童自身がどのように受け止めているのか、児童の意見表明権を含む権利保障の観点から、児童を支えていく責務を果たしていくことが、より一層重要となります。

一方、里親委託後、家庭復帰が難しい子どもにおいて、「実親の存在・実親との向き合い方」をどのようにしていくかを検討します。それぞれが別で暮らすことになったとしても、親子再統合支援事業を通じた交流を行うことで、お互いを尊重しつつ今後の人生を歩むことができることは、子どもが成長していく中で非常に重要なことです。

また、里親家庭から措置解除となり、実家庭に復帰した場合や、自立により里親家庭を離れた子どもにとって、里親家庭は貴重な地域資源の一つともなります。現在、自立による里親家庭の委託解除を除き、実家庭に復帰した場合は里親家庭との交流は途絶えてしまいますが、実家庭への復帰後の状況を見ながら、フォスタリング機関の援助を受けながら里親家庭との交流を続けることが子どもにとっての心の拠りどころとなることも期待されるため、その方法についても検討していきます。

また、フォスタリング機関も委託児童の悩みに寄り添い、地域のネットワークも活用した民間事業者ならではの機動力と柔軟性に富んだ支援を展開していくことが必要です。例えば、委託児童が成長する過程でその多くの時間を過ごすこととなる保育・教育機関

の正しい理解と対応は、児童の日々の生活に大きな影響を与えるため、今後は学校の教職員・児童生徒向けの普及啓発など、児童を取り巻く関係機関に焦点を合わせた取組も強化します。

このように、地域に密着した区立児童相談所のメリットを活かし、行政と民間事業者が一体となり、全ての住民の理解を促進し、委託児童が「地域であたたかく迎えてもらっている」「このまちに暮らして良かった」と思える社会にしていくことが、普及啓発活動には求められます。結果としてこうした様々な関係機関による児童への支援の強化が、里親への支援にもつながっていくこととなります。

■3 計画期間における目標（「社会的養育推進計画策定要領」に基づく指標）

（1）評価のための指標

No.	指標		現状値 (令和5年度)	目指す方向 (令和11年度)
1 1 2 3	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの委託里親数、委託子ども数	委託里親数	養育里親 8人	 (増加)
			専門里親 0人	 (増加)
			養子縁組里親 1人	 (増加)
	委託子ども数		養育里親 8人	 (増加)
			専門里親 0人	 (増加)
			養子縁組里親 1人	 (増加)
2	ファミリーホーム委託子ども数	委託子ども数	6人	 (増加)
3	里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託の在った里親数)		23.0%	 (増加)

※1 新たに区内への設置を希望する事業者があれば相談や支援を実施。

※2 令和4年度から区外事業者にフォースタッキング機関委託を実施済。里親支援センターについては今後の実施段階での検討による。

(2) 年度ごとの実施目標

No.	指標		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度				
1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満	委託率(%)	23.1%	23.1%	30.8%	30.8%	30.8%	35.7%	35.7%			
		3歳以上		61.1%	62.5%	62.5%	62.5%	64.7%	64.7%	66.7%			
		学童期以降		26.5%	29.2%	28.8%	31.1%	32.0%	32.5%	32.9%			
		合計		32.3%	33.7%	34.3%	35.9%	37.1%	38.0%	38.7%			
		登録率(%)		46.5%	50.5%	54.9%	60.2%	63.8%	66.7%	72.1%			
		稼働率(%)		26.1%	31.4%	33.9%	37.1%	41.8%	45.8%	47.5%			
		養育里親		22家庭	25家庭	28家庭	32家庭	35家庭	38家庭	44家庭			
2	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	うち、専門里親		2家庭	1家庭	1家庭	2家庭	2家庭	3家庭	3家庭			
		養子縁組里親		12家庭	14家庭	16家庭	18家庭	20家庭	22家庭	24家庭			
3	ファミリーホーム数			2施設	2施設	2施設(※1)	2施設(※1)	2施設(※1)	2施設(※1)	2施設(※1)			
4	里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数			4回	5回	5回	5回	5回	5回	5回			
5	里親支援センターの設置数、民間フォースターリング機関の設置数			-(※2)	-(※2)	(実施段階での検討による)							
6	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	回数	17回	17回	17回	17回	18回	18回	18回				
		受講者数 (延べ)	31人	36人	41人	47人	52人	57人	65人				

第3章 基本方針を実現するための取組

6 社会的養護経験者等への自立支援の推進

■ 1 現在の取組と課題

【現在の取組】

- 令和5年2月の児童相談所設置から令和5年度末までに、区の措置または里親・ファミリー・ホームへの委託が解除となった若者は7名、区内の里親・ファミリー・ホームを委託解除となった若者は2名で、合わせて9名となります。今後も、毎年度数名から十数名ほどの若者が施設や里親家庭などを巣立つ見込みです。
 - 区は、児童相談所設置を機に、社会的養護経験者への支援を強化するため、「経済的支援」と「相談支援」の両輪での支援を実施しています。
 - 「経済的支援」は令和5年度から開始しました。「としま子ども若者応援基金」（個人や企業・団体からの寄附を基に、困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を支援するための基金）を活用して、ひとり暮らしの開始や進学・就職準備費用の経済的負担軽減を目的に、給付型奨学金（年間50万円を上限に最大4年間）と、自立時の支度金（20万円上限）（※）の給付を行なうものです。令和5年度末時点で、奨学金と支度金を合わせて、延べ5名に対して、約116万円の給付を行いました。
 - 令和6年度からは、「相談支援」を開始しました。これは、自立前から自立後までの切れ目のない相談対応や支援計画の作成、当事者同士の交流の機会の提供などを行うものです。令和6年度は、交流や相談については、特定の拠点は設けず、交流イベントなどの事業ごとに場所を確保して実施しています。本事業は、社会的養護経験者に加え、虐待を受けた経験などがありながら、これまで公的支援につながらなかった若者も対象としています。
- ※ 令和6年度から施設入所に係る措置費（大学進学等自立生活支度費及び就職支度費。国と区が1/2ずつ負担）について、保護者などから経済的支援を受けられない場合の加算が約20万円から約41万円に増額されたため、令和7年度からは、区の支援を10万円の「お祝い金」に変更予定です。

«計画期間における年度ごとの自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み»

～令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
9人	17人	5人	8人	14人	5人	6人

※令和6年8月末時点の対象者数から推計

※対象として以下の3類型が考えられるが、推計が難しい③を除き、①と②について推計

- ①区の措置により施設や里親家庭で暮らす児童
- ②区以外の自治体の措置により区内で暮らす児童
- ③区内に在住する社会的養護経験者及び家庭復帰者等

- 令和6年度より、従来の社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活支援事業が廃止され、児童自立生活援助事業に統合されることとなりました。これにより、従来の自立援助

ホームだけでなく、児童養護施設や里親・ファミリーホームにおいても当事業を実施することが可能となりました。

【課題】

- 経済的支援については、現在の支援内容や申請方法が利用者のニーズと合致しているか、検証を行う必要があります。
- 相談支援については、令和4年の改正児童福祉法において、「社会的養護自立支援拠点事業」が創設され、当事者の交流や支援の拠点の設置が規定されましたが、自立後の若者の住まいは、進学や就職に伴い、都道府県を越える場合も多いため、拠点施設の設置のあり方については、広域的な視点での検討が必要です。
- 社会的養護経験者に加え、虐待を受けた経験などがありながら、これまで公的支援につながらなかった若者についても、その状況を把握し、必要な支援につないでいくことが求められています。
- 児童自立生活援助事業を行う里親・ファミリーホームにおいては、区において事業運営実績を持つ者がいないため、引き続き児童の支援を行うことのみならず、里親・ファミリーホーム側に対する支援体制の構築を行う必要があります。

■ 2 今後の取組

- 経済的支援については、児童相談所や相談支援事業など複数のルートを通して、対象者への確実な周知・利用勧奨を行います。また、利用者から意見や要望を聞き、利用者目線で支援対象となる経費や申請方法などを見直し、利便性の向上を図ります。
- 相談支援については、自立前からのアウトリーチによる関係性の構築を通して、自立後までの伴走支援を進めるとともに、当事者である若者の実情やニーズを把握し、より有効な支援方法や支援体制づくりを進めます。
- 主に区内の里親家庭に向けて、子ども若者総合相談（アシスとしま）の周知を進めていきます。アシスとしまは、子どもから概ね39歳までの若者を対象にあらゆる相談を受け付けており、里親委託児童の自立・成人後にも対応可能な相談先となります。
- 虐待を受けた経験などがありながらも、これまで公的支援につながらなかった若者に対して、区の関係部署や関係機関などを通じて相談支援事業の周知を進めるとともに、社会的養護経験者も含めた対象者の実態と支援ニーズを把握し、支援を確実に行うため、「社会的養護自立支援協議会」の設置など、支援体制の整備について、関係機関を交えた検討を進めます。
- 社会的養護自立支援拠点事業については、社会的養護経験者のパーマネンシー保障という観点も踏まえ、継続的・長期的に関わることができる事業運営を行うことを目指し、都や他の児童相談所設置区と協議を行うなど、効果的な事業のあり方の検討を進めます。
- 児童自立生活援助事業を実施することとなった里親に対して、児童相談所やフォースターリング機関が連携して支援にあたり、里親が安心して事業実施を行うことができるようサポートします。また、自立援助ホームの設置を希望する事業者がある場合は、相談への対応や支援などを行います。

■3 計画期間における目標（「社会的養育推進計画策定要領」に基づく指標）

No.	指標			令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)	Ⅰ型(自立援助ホーム)	実施箇所数	—	—(※)	—(※)	—(※)	—(※)	—(※)	—(※)	—(※)
		入居人数	—	—	—	—	—	—	—	—
	Ⅱ型(児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)	実施箇所数	—	0箇所	(施設との協議・調整による)					
		入居人数	—	0人						
	Ⅲ型(里親、ファミリーホーム)	実施箇所数	—	—	—	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		入居人数	—	—	—	—	1人	1人	1人	1人
2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数			—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※ 新たに区内への設置を希望する事業者があれば相談や支援を実施。

第3章 基本方針を実現するための取組

7 区内における社会的養育充実のための施設のあり方

■ 1 現在の取組・課題、求められる資源

(1) 区内における施設養護の必要性

【現在の取組】

- 令和6年3月末日時点での、区内における代替養育の担い手は、里親34家庭（うち2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭。また、里親移行型ファミリーホーム2施設を含む）、母子生活支援施設1施設です。
- 代替養育を必要とする子どもは、令和6年3月末日時点で108人おり、約7割が児童養護施設などの施設、約3割が里親家庭またはファミリーホームで暮らしています。
- 108人のうち、区内（里親またはファミリーホーム）で暮らしている子どもは1人のみとなっています。107人は、児童相談所設置区と都の間での協定による、施設や里親を相互利用できる仕組みを利用し、区外で暮らしています。
- 区外に暮らす子どもの居住地は、区周辺に限らず、都内各地にわたっています。また、都外の施設に暮らしている子どももいます。
治療や安全上の必要性がある場合以外は、子どもの心理的安定や学習（学校）の継続性確保、親子関係の再構築に向けた取組のためにも、できるだけ家庭や住み慣れた地域に近い場所での生活が望まれますが、措置決定のタイミングでの施設の空き状況や里親の受託状況により、区から離れた場所で暮らす子どもが多数となっています。

«代替養育のもとで育つ子どもの数（各年度3月末日時点）»

種別	令和4年度	令和5年度
乳児院	10	11
児童養護施設	44	56
里親	26	28
ファミリーホーム	4	4
障害児入所施設	8	8
児童自立支援施設	2	0
児童心理治療施設	1	1
計	95	108

- 幼児から学齢児童までの主な受け入れ先となる民間児童養護施設の入所率は、一時保護委託を含めると90%を超えていました。
- 高い入所率の中では、定員上は空きがあったとしても、例えば入所中の子ども間の課題（発達、暴力、性的課題など）への対応のため、事実上、新たな子どもの受け入れが困難となる場合もあります。
- 乳児院については、里親委託の推進もあり、一時保護を含めても80%を切る状況となっています。

«都内児童養護施設の入所率（令和6年9月1日時点）»

〔児童養護施設〕	定員	在籍数	入所率	入所率 (一時保護委託を含む)
都立	380	264	69.5%	70.8%
民間	2,758	2,463	89.3%	90.5%
合計	3,138	2,727	86.9%	88.1%

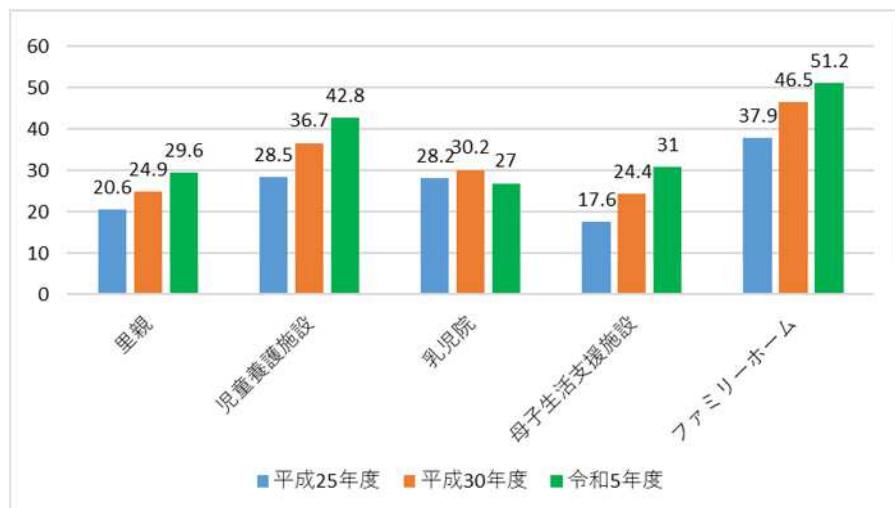
〔乳児院〕	定員	在籍数	入所率	入所率 (一時保護委託を含む)
合計	491	333	67.8%	78.6%

※都立児童養護施設は、民間施設で不適応となった子どもの受け入れなど、セーフティネットの役割を担っているため、入所率が低い傾向となっています。

- 社会的養護を必要とする子どものうち、何らかの心身の症状（※）を有する、いわゆるケアニーズの高い子どもの割合が増えています。

※知的障害、注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害、反応性愛着障害など

«ケアニーズの高い子どもの割合の推移（%）»



（児童養護施設入所児童等調査の概要（平成25、30、令和5年）から作成）

【課題】

- 区が施設や里親等に措置した子どもの99%が区外で生活しており、この中には、区内で暮らすことが望ましい子どもも含まれます。施設の空き状況や、里親とのマッチング状況などにより、家庭や住み慣れた地域、通学していた学校から離れての生活を余儀なくされている状況であり、親子関係の再構築と家庭復帰のプロセスに支障を及ぼす可能性があります。
- 近年、ケアニーズの高い子どもの増加により、受け入れる施設の機能強化や里親への支援体制強化が求められています。子どもの状態に応じて、里親家庭での対応が難しい場合は、児童指導についてより専門性を有する施設によるケアが必要となります。

- 令和4年の改正児童福祉法における、児童自立生活援助事業の拡大により、児童養護施設も事業実施場所に加わるとともに、20歳を超えての事業利用（措置延長）の要件が緩和されたことで、今後、新たな子どもの入所枠の不足が生じ、施設ケアが必要な子どもの入所が困難となることが課題です。

【求められる資源】

- 施設での養育が子どもの最善の利益にかなう場合の措置先を拡充する意味でも、また家庭養護を促進するための、より地域に密着した取組を強化し、委託中に不調となった子どもについてもその後のケアをより充実させるために、区内に児童養護施設が所在することが望れます。
- 新たに一時保護委託の受け皿として施設を利用できることで、例えば、区内で暮らすことが望ましい子どもが通学を継続できるなどのメリットが期待できます。
なお、他の児童相談所設置区内に所在する児童養護施設の、所在区の子どもの入所率は、平均14%程度となっています。
- 人口密集地である区内での、大規模な施設整備は困難ですが、以下の点に対応可能な、多機能かつ家庭的な規模の施設が望れます。
 - ① 里親支援センターを併設できること
 - ② 外国人住民割合の高い区において、外国人の子どもの文化的背景や多様性を踏まえた家庭的な養育を提供でき、グループホームの展開可能性もあること
 - ③ 区の一時保護所が定員を超えた場合の一時保護委託が可能であること
 - ④ 区内の里親家庭を優先した、養育中の子どものレスパイト利用や支援が可能であること
 - ⑤ 入所児童の家庭養護への移行を、他の児童養護施設のモデルとなるべく積極的に推進すること
 - ⑥ 措置解除後の自立に困難を抱えるケアリーバーへの支援受け入れ
 - ⑦ 区のショートステイ及びトワイライトステイ事業の、また、児童育成支援拠点事業などの家庭支援事業の展開可能性があること

（2）家庭養護推進に向けた里親家庭への支援強化の必要性

【現在の取組】

- 区では、児童相談所設置の決定以降、家庭養護の推進のため、22ある小学校区ごとに2家庭の里親登録を目標に取組を進めてきました。区における里親登録家庭数は、令和6年3月末日時点で34家庭（うち2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭）です。

«区における里親登録の状況（令和6年3月末日時点）»

種別	登録家庭数	児童の委託家庭数	委託児童数
内	養育家庭	22(3)※1	9
	専門養育家庭	2	0
	ファミリーホーム	2	4
養子縁組里親	12(4)	1	1
計	34(6)※2	10	12

※1（ ）は令和5年度新規登録里親数

※2 34家庭のうち、2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭

- 里親等への委託率は、令和6年3月末日時点で32.3%です。都は17.2%（令和4年度）、全国では23.5%（令和3年度）となっています。
また、区の乳幼児と学齢児別の委託率は、乳幼児45.2%、学童期以降が26.5%となっています。

«区における里親等委託率（令和6年3月末日時点）»

種別	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	合計
施設(乳児院・児童養護施設)	10	7	50	67
里親・ファミリーホーム	3	11	18	32
計	13	18	68	99
里親等への委託率	23.1%	61.1%	26.5%	32.3%
	45.2%			

委託率=里親・ファミリーホーム(FH)委託児童数÷(乳児院・児童陽男施設措置児童数+里親・FH委託児童数)

- 児童相談所では、社会的養護が必要な子どもについて、家族再統合支援による家庭での養育を優先し、それがかなわない場合は、里親等による家庭養護を進めています。
- 家庭養護の推進にあたっては、里親数を増やすとともに、里親等への委託率を向上させる必要があります。そのためには、里親のリクルート・育成から委託の解除後までの一貫した支援体制を構築する必要があります。国は、①里親等のリクルート、②研修・育成、③委託する子どものマッチング、④委託中における養育支援、⑤委託解除後における支援を柱とした「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」を都道府県（児童相談所を設置する特別区を含む）の業務として位置付けており、区では児童相談所設置時から、フォスタリング事業者職員を児童相談所内に配置し、里親等支援にあたっています。

【課題】

- 今後、一層の包括的な支援体制を強化するため、専門的な里親子支援ノウハウを有する法人などによる里親支援センターの設置を検討する必要があります。設置にあたっては、まず施設面（相談室や研修・実習・交流を行うことができるスペースの整備など）が必要となります。里親支援センターは児童相談所内にも設置が可能とされていますが、区の児童相談所では、執務室をはじめとした所内の執務スペースがすでに飽和状態となっており、所内に里親支援センターを設けることは困難な状況です。
- 里親数を増やし、委託率を向上させるためには、里親と子どもの関係悪化が原因で委託が解除される「里親不調」の予防や、レスパイトの提供など、里親及び里親に委託される子どもへの、地域における包括的な支援体制の強化が必要です。
- 今後、乳幼児期からの里親継続で思春期を迎えると、幼児期には出現しなかった発達の特性や課題が、学齢期になり出現し、里親家庭での養育が困難になることも想定されます。こうした児童を援助するための地域のセーフティネット整備とともに、思春期の要保護児童の生活援助にかかる専門性を活かした支援を可能とする社会資源が区内には不足しています。

【求められる資源】

- 当事者である子どもの意見や思いを成長に応じて尊重しながら、保護者が適切に養育できるよう、身近な地域の中で支援的な関わりを行うことのできる社会資源が必要です。そのためには、以下に掲げるような里親と里親委託児童の包括的な支援が可能な、里親

支援センターの設置が望まれます。そして、そのためには児童養護施設との併設が望まれます。一定の居住空間などを整備し、レスパイト機能や里親委託解除後の自立後支援としての居場所機能を持たせることで、里親と里親委託児童へのきめ細かな支援が可能となります。

- 里親支援センターが児童養護施設に併設されていることで、当該施設から里親委託となった児童のアフターケアなどをより丁寧に実施することができ、また思春期相談など里親委託後のアドバイスやレスパイト利用についての里親のニーズにも、的確に応えることが可能となります。

こうした、家庭養護の推進拠点が児童養護施設に併設して区内にあることは、児童相談所の家庭養護業務を進める上でも、きわめて有効です。

〔里親支援センターによる支援内容の想定〕

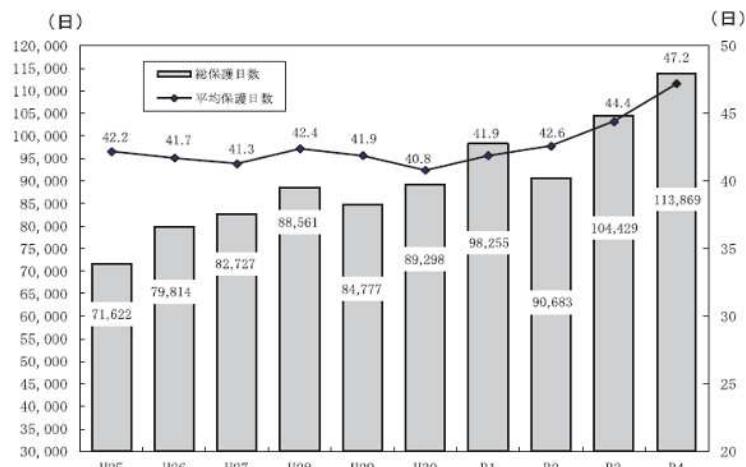
- ・里親へのトータルケア：リクルート、研修、委託中の相談・支援、委託終了後のケア
- ・子どもへのトータルケア：アドミッショングケア（暮らし始めのケア）、インケア（生活していく中でのケア）、リービングケア（家庭復帰や自立に向けたケア）、アフターケア（家庭復帰や自立後のケア）
- ・休日も含めた相談や対応
- ・施設を活用したレスパイト（子どもの一時預かり、ショートステイなど）
- ・里親不調時の子どものセーフティネット機能

（3）一時保護委託の受け入れ先確保の必要性

【現在の取組】

- 児童相談所による虐待相談対応件数は全国的に増加が続いており、一時保護件数も増加傾向にあります。また、平均保護日数も同様の傾向にあり、令和3年度の全国平均32.7日に対し、都は令和3年度44.4日、令和4年度は47.2日となっており、全国平均を上回っています。区の一時保護所の令和5年度の平均保護日数も55.5日となっています。

«都内一時保護件数・平均保護日数の推移»



（出典：東京都児童相談所事業概要 2023年（令和5年）版）

- 一時保護件数の増加に合わせ、一時保護所の定員超過傾向も続いています。平均入所率は都が122.5%（令和4年度）、区が107.0%（令和4～5年度）となっています。これは、学齢児の定員超過によるもので、学齢男児が137.7%、学齢女児が121.7%と高い割合となっています。
- 区の一時保護所で受け入れが困難な場合は、都や他の児童相談所設置区の一時保護所や、里親、児童養護施設などへの一時保護委託を行っています。都の令和4年度の一時保護委託件数は1,049件、区の令和5年度の一時保護委託件数は71件となっています。

«区の一時保護所入所状況（令和4年度の開所時から5年度までの合計）»

	総入所日数			入所枠数※2	入所率
	令和4年度※1	令和5年度	合計		
幼児	129	917	1,046	1,696	61.7%
学齢（男児）	309	2,027	2,336	1,696	137.7%
学齢（女児）	213	1,851	2,064	1,696	121.7%
合計	651	4,795	5,446	5,088	107.0%

※1 開設（2月1日）から3月末日まで

※2 各ユニットの定員（4名）に日数を乗じたもの

【課題】

- 一時保護所の定員超過は、子ども同士のトラブルの増加などにもつながり、子どもの心身に悪影響を及ぼすことが懸念されます。また、一時保護に対する子どもの印象の悪化は、児童福祉司など職員への信頼の低下や、支援の困難化を招く要因ともなります。
- 一時保護所の入所率を抑制するとともに、一時保護による子どもの不安や傷つきを最小限にとどめるため、可能な限り地域や在籍園・在籍校との関係を絶たずに生活できるようにする必要があります。
- 区は、22ある小学校区ごとに2家庭の里親登録を目標に取組を進めています。しかしながら、一時保護は緊急の場合も多く、子どもの心身状態や家庭状況についての情報の不足などにより、里親にかかる負担も大きいため、慎重に行う必要があります。
- 児童養護施設は、職員体制や専門職の配置により、受け入れ体制が整っていると言えますが、区内には所在していません。

【求められる資源】

- 里親家庭の登録目標に向けての取組を進めるとともに、一時保護委託を受け入れ可能な施設を区内で確保することが望まれます。

（4）家庭養育への支援体制強化の必要性

【現在の取組】

- 平成28年の児童福祉法改正において、家庭養育優先の理念が規定され、家庭養育への支援強化が求められてきました。令和4年の児童福祉法改正においては、子育て世帯に対する包括的な支援のため、こども家庭センターの設置や、家庭支援事業の新設・拡充が図られました。

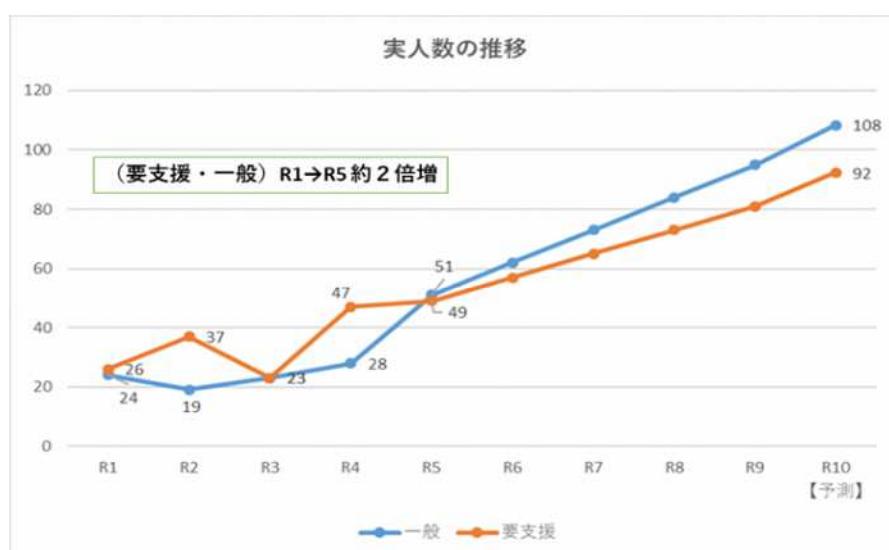
- 区はこれまで、ショートステイ及びトワイライトステイ事業、育児支援ヘルパー事業などを実施してきました。
- 特に、ショートステイ及びトワイライトステイ事業は、一般家庭においては保護者のレスパイト利用による育児疲れや育児不安の緩和、要支援家庭に対しては、宿泊や夜間利用と共に、区と委託先が連携して親子への支援プログラムを実施することで、家庭での養育を維持し、一時保護などによる親子の分離を防ぐ、予防的支援に資する事業です。また、社会的養護の必要に至った家庭においても、子どもの家庭復帰への移行期の利用により、虐待などの再発予防にも有効です。
- ショートステイ及びトワイライトステイ事業の利用者（実人数）は、要支援家庭、一般家庭とも5年間で2倍に増加しています。利用日数についても同じ傾向にあり、要支援家庭は5年間で1.8倍、一般家庭は2.7倍の増加となっています。
- 今後、同様の傾向で推移した場合、令和10年度には、令和5年度の2倍の規模に拡大することが見込まれます。

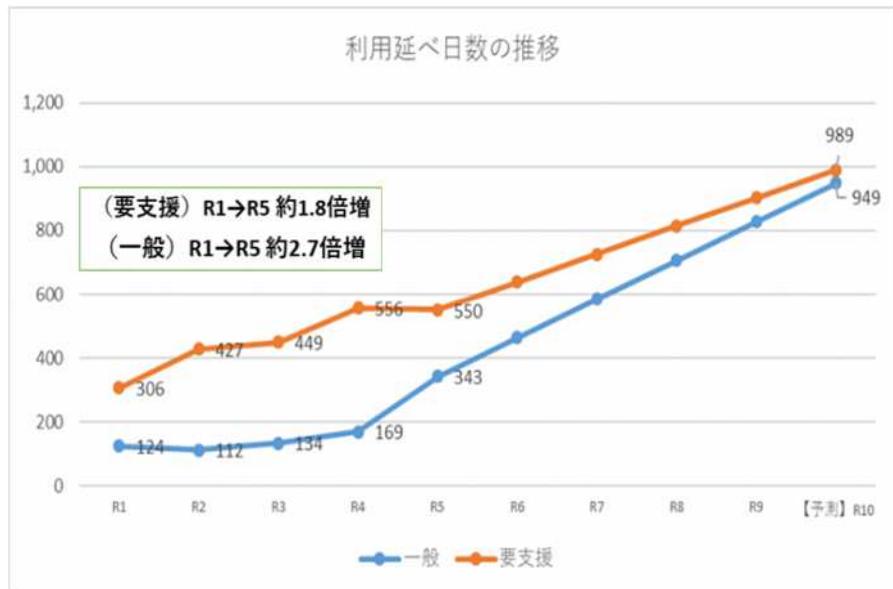
«ショートステイ及びトワイライトステイ事業委託先及び定員（令和6年度）»

委託先	所在地	対象児童	定員		
			一般家庭		要支援家庭
			ショートステイ	ショートステイ	トワイライトステイ
乳児院	中野区	生後43日～2歳未満	1	1	—
児童養護施設A	清瀬市		1	1	—
児童養護施設B	北区		1	1※	—
協力家庭A			1	—	—
協力家庭B			1	—	—
協力家庭C			1	—	—
協力家庭D			—	1	2
母子生活支援施設			—	1	2
定員合計			6	5	4

※児童養護施設Bの要支援家庭枠は令和6年度から開始

«ショートステイ及びトワイライトステイ事業 利用実人数、利用延べ日数の推移»





- ショートステイの利用は、児童養護施設に集中しています。協力家庭は一般の家庭であるため、受け入れ可能な日時が限られることもあり、利用が少ない状況です。

«委託先別ショートステイ利用状況の推移（令和5年度）»

		一般家庭ショートステイ					要支援家庭ショートステイ			トワイライトステイ(要支援家庭)	
		乳児院	児童養護施設A	児童養護施設B	児童養護施設C	協力家庭	乳児院	児童養護施設A	協力家庭	協力家庭	母子生活支援施設
令和3年度		44泊57日	7泊10日	—	29泊44日	13泊23日	0泊0日	328泊427日	12泊22日	42回	124回
	計	93泊134日					340泊449日			166回	
令和4年度		55泊79日	8泊13日	—	33泊53日	12泊24日	22泊28日	336泊489日	22泊39日	64回	62回
	計	108泊169日					380泊556日			126回	
令和5年度		59泊94日	74泊105日	70泊101日	—	25泊43日	3泊5日	286泊431日	70泊114日	192回	0回
	計	228泊343日					359泊550日			192回	
利用比率		25.9%	32.5%	30.7%	—	11.0%	0.8%	79.7%	19.5%	100.0%	0.0%

※児童養護施設Cは令和3年度まで委託

【課題】

- ショートステイ及びトワイライトステイ事業の利用者及び利用日数の増加に対応し、家庭養育の維持による予防的支援を確実に行うため、受け入れ施設・受け入れ枠の確保が求められます。令和10年度までに需要が倍増することを想定すると、現在の受け入れ枠に加え、一般2枠、要支援2枠の計4枠以上（現状の2倍以上）が必要になります。
- ショートステイ及びトワイライトステイ事業の主な受け入れ先である児童養護施設では、定員を超過しての要支援家庭の利用が多く発生しています。このような場合、区と施設との協議により、一般家庭の利用枠を使用して対応しており、これにより一般家庭の利用希望があった場合に対応できない状況が発生しています。
- 定員を超過しての要支援家庭の利用の要因の1つとして、きょうだい利用の増加が挙げられます。きょうだい利用の増加により、一般家庭の利用枠を使用することになるとともに、どちらかの枠に予約が入っている場合は、きょうだいを別々の委託先に預けざるを得なくなり、子どもと保護者をはじめ、施設職員や区職員にも大きな負担となります。

- 最も利用の多い児童養護施設は、区内から電車での移動時間が約30分、最寄り駅から徒歩（大人）で12分かかる場所に位置しています。利用者の平均年齢は6歳であることから、移動の負担が大きい状況にあります。また、保護者も子どもを送迎する負担がかかっています。
- 令和4年の児童福祉法改正において新設された家庭支援事業のうち、「児童育成支援拠点事業」は、養育環境などに課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童などに対して生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援や食事の提供などを行う事業であり、専門的な対応が求められます。地域における家庭養育の支援と親子関係の維持のため、区内で実施することが望ましい事業ですが、本事業を実施可能な施設が区内には所在しない状況です。

【求められる資源】

- ① ショートステイ及びトワイライトステイ事業の受け入れ先
 - ショートステイ及びトワイライトステイ事業は、家庭養育支援における重要な事業であり、今後保護者からのニーズが更に高まることが予想されることから、その動向への対応が求められます。
 - 今後見込まれる需要増加に対応するため、区内の里親による受け入れの仕組みの構築などにより協力家庭の増加に努めるとともに、安定的かつ緊急受け入れ体制を確保可能な、児童養護施設の利用枠数を現在の4枠に加え、4枠（一般枠2、要支援枠2）程度を拡充する必要があります。
 - 受け入れ先については、利用者の移動の負担を可能な限り軽減する必要があるため、近隣区の児童養護施設の活用や、区内への児童養護施設などの誘致による利用環境整備が望まれます。
- ② 児童育成支援拠点事業の担い手
 - 児童育成支援拠点事業は、家庭養育と良好な親子関係の維持を援助するための地域の拠点として、不適切な養育の改善や虐待などの発生の予防的支援に資する事業です。社会的養護のノウハウや専門性を有した児童養護施設などの区内誘致による実施可能性を検討する必要があります。

（5）障害児入所施設等について

- 障害児入所施設は、福祉型と医療型の2種類に分かれ、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立生活に必要な知識技能の習得のための支援や治療を行います。区内に障害児入所施設は所在しませんが、都との調整などをし、障害に応じた適切な支援を受けられる都内や都外の施設への入所を進めています。また、障害児入所施設に入所している障害児が18歳を迎える際、成人サービスへ円滑に移行できるように関係機関が連携し、移行調整を進めていく必要があります。全国的には18歳以上の障害者の移行調整が十分進まず、移行先が未定の18歳以上の方が障害児入所施設にとどまっているケースもあります。区では、青年期の障害児（高校生世代）に対して一人一人の状況の把握、確認と進捗管理を行うとともに円滑な移行に向けた移行支援・移行調整を進めています。

今後のサービス見込量は、福祉型・医療型共に毎年度各6名程度（1か月あたり）の提供を見込んでいます（豊島区障害児福祉計画による）。

- 区では、これまで西部子ども家庭支援センターで実施していた児童発達支援事業を強化するため、令和6年4月に児童発達支援センターを設置しました。令和9年度には、就学前から就学後までの切れ目のない支援体制を整備するため、児童発達支援センター、教育センター、西部子ども家庭支援センターを千川中学校との複合施設に移転する予定です。これに伴い、医療的ケア児などの一時的な受け入れが可能となるよう、人材確保と育成を含めて準備を進めます。

■2 今後の方向性

- 社会的養育の各側面（施設養育、里親委託、一時保護、家庭養育支援など）における現状と課題・求められる資源を踏まえると、里親と里親委託児童への支援機能を持ち、地域における施設養護や家庭支援ニーズに対応可能な、多機能型児童養護施設を区内に整備することが望ましいと考えられます。

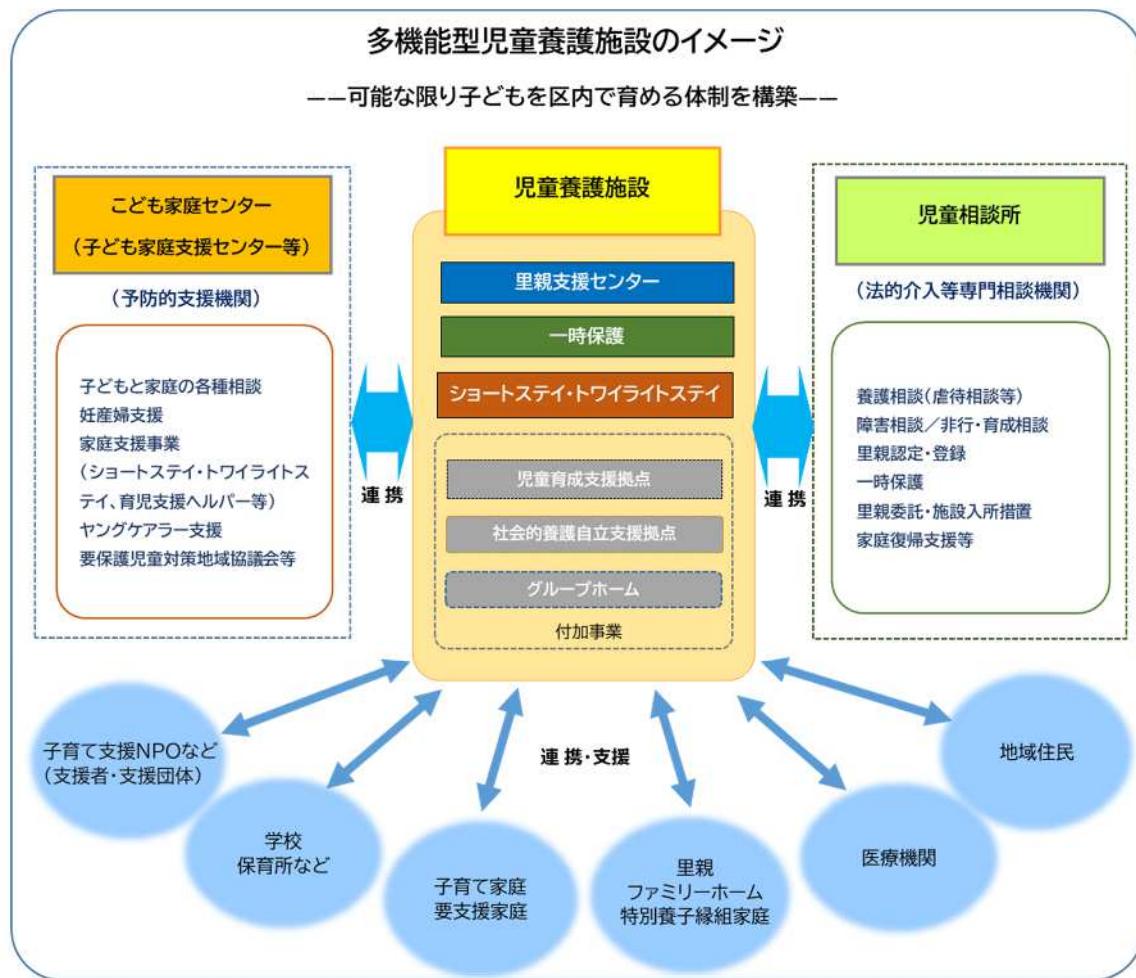
必須機能としては、以下の4機能が挙げられます。

- ・児童養護施設機能
- ・里親支援センター機能
- ・一時保護受託機能
- ・ショートステイ及びトワイライトステイ事業受託機能

必須機能を満たした上で、付加が想定される機能としては、以下の3機能が挙げられます。

- ・児童育成支援拠点機能
- ・社会的養護自立支援拠点機能
- ・グループホーム（小規模グループケア）

- 児童養護施設の設置は、社会的養護に至る前段階及び退所後の家庭支援や、親子関係再構築支援の取組の推進に資するものとなります。また、児童養護施設が蓄積している養育に関する専門性やノウハウを、積極的に地域支援に活用することで、地域における子育て支援の重要な資源となり、社会的養育の推進に大きく寄与することが期待できます。
- 具体的な施設規模や機能などについては、実施段階での詳細な検討が必要です。あわせて、地域住民への十分な説明を行い、理解を得ながら、地域に根差した施設にしていく必要があります。
- 施設においては、区の関係部署のほか、地域の支援者や医療機関などとの連携が欠かせません。区が中心となり、関係機関同士の役割の理解を促進し、連携の枠組み（児童相談所・子ども家庭支援センターなどの三機関連携や、要保護児童対策地域協議会など）の強化を進めます。



■3 計画期間における目標（「社会的養育推進計画策定要領」に基づく指標）

No.	指標	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数	施設数	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	1施設(※1)	
		職員数	3人	4人	4人	4人	4人	4人	
2	養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の区内実施施設数	0施設	0施設	(施設との協議・調整による)					
3	一時保護専用施設の区内整備施設数	—	—	—	—	—	—	—	
4	里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の区内実施施設数	—(※2)	—(※2)	(実施段階での検討による)					
5	妊娠婦等生活援助事業の区内実施施設数	—	—	(広域的対応を検討)					
6 (3)	子育て短期支援事業	4	4	4	4	4	4	4	
	養育支援訪問事業	2	2	2	2	2	2	2	
	一時預かり事業	20	20	22	22	22	22	22	
	子育て世帯訪問支援事業	9	9	9	9	9	9	9	
	児童育成支援拠点事業	—	—	(実施段階での検討による)					
	親子関係形成支援事業	—	—	2	2	2	2	2	

※1 母子生活支援施設

※2 令和4年度から区外事業者にフォスタリング機関委託を実施済。里親支援センターについては今後の実施段階での検討による。

※3 委託及び直営の合計。委託の場合は区外施設(事業者)を含む。

第3章 基本方針を実現するための取組

8 児童相談所の体制強化

■ 1 現在の取組と課題

【現在の取組】

- 法令及び児童相談所運営指針などに定める職員の配置基準は満たしています。さらに、相談受理件数や対応件数の状況、子どもの権利擁護に向けた制度改正や新たな取組の推進など、児童相談所及び一時保護所において増え続ける業務負荷を踏まえ、職員の体制強化を図っています。

«主な職種の職員配置数 »

[令和6年4月1日時点]

児童相談所		一時保護所	
児童福祉司	18	保育士・児童指導員	21
児童心理司	9	心理療法担当職員	1
保健師	1	看護師	1
事務	9	栄養士	1

- 児童福祉司や児童心理司などの職及び児童相談所における相談援助業務の経験年数などに応じて、それぞれの到達目標、習得を目指す知識及び向上させるスキルなどを体系的にまとめた職員研修計画の策定を行っています。
- 一時保護所に入所している子どもに対して、より一層その権利や人格などを尊重していくため、「豊島区子どもの権利に関する条例」をはじめ、令和4年児童福祉法等改正法の内容を反映した新たな「一時保護ガイドライン」や、新たに制定する「豊島区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、子どもの最善の利益が図られるよう、適切な一時保護所の運営に努めています。
- 増加する虐待相談へ対応するための業務量の多さに加え、児童相談業務はその性質から心理的な負担が非常に大きいため、職員の心身の不調を早期に発見し対応するため、職員力量セーリングを実施しています。
- 特別区による児童相談所の設置開始以降、都と区・区と区の間においては、児童福祉施設などの相互利用や、児童相談所の運営に当たって生じた課題の検討など、自治体の枠を超えて相互に連携・協力を図っています。

【課題】

- 子どもの意見などを尊重するとともに、子どもの権利を守るための相談援助活動や一時保護所の運営、相談件数の増加や各種の制度改正への対応など、児童相談所及び一時保護所における業務は質と量の両面において高い水準が求められており、専門職の更なる体制強化が必要です。また、区内に新たな児童福祉施設を確保した場合においては、施設所管自治体が担う措置費などの支弁に関する業務が新たに生じるため、事務職についても体制

強化が必要です。

- 採用や人事異動により児童福祉司の確保を図っていますが、これに伴い児童福祉司としての経験年数が少ない職員の割合が高まり、中堅及びベテラン職員は人材育成に関する業務負荷が大きくなっています。
また、法的対応を要するなどの高い専門性などが必要なケースを抱える職員や経験年数の少ない職員に対して、適切かつ円滑なケースワークを進めるための支援、精神的なケア及び人材育成を効果的に実施していくため、指導教育を担う職員の確保などの体制整備が必要です。
- 特別区の区域においては、様々な形態の児童相談所の設置及び運営が進められていますが、引き続き、各児童相談所が広域的に連携・協力していく取組を維持し向上させていくことが重要です。

■2 今後の取組

- 職員研修計画に基づき、外部講師の招へいや民間における専門研修の積極的な受講等を推進し、人事異動や新規採用後間もない職員から中堅・ベテランの職員まで、職員一人一人のスキルや経験に応じた効果的な人材育成に取り組みます。あわせて、専門性の向上に向けた子ども家庭ソーシャルワーカー資格の取得に向けた取組を推進します。
- 指導教育を担う職員を可能な限り早期に確保・育成し、当該職員を中心とした人材育成の体制及び相談援助活動などに従事する職員の支援体制を整備します。これにより、人材育成の効率性を高め、中堅・ベテラン職員の負荷軽減を図るとともに、中長期的には、所長職や指導教育担当職員の人材確保を進めていきます。
また、支援者である職員の精神的なケアについても、指導教育を担う職員が適切なフォローを行うとともに、引き続き人事部門とも協力しながら、定期的な職員のカウンセリングを実施していきます。
- 各専門職及び事務職の計画的かつ柔軟な職員確保、職員研修などの人材育成、業務の標準化・効率化など各種の課題について、今後の都内における児童相談所の新設なども踏まえ、より良い児童福祉行政の実現に向けて、都や各区と連携・協力を進めるとともに、必要な検討・改善を行っていきます。

■3 計画期間における目標（「社会的養育推進計画策定要領」に基づく指標）

No.	指標		令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	第三者評価を実施している児童相談所数		—	—	—	1	1	1	1
2	児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司	16人	18人	22人	25人	25人	25人	25人
		児童心理司	7人	8人	11人	13人	13人	13人	13人
3	児童福祉司スーパーバイザーの配置数		3人	3人	4人	5人	5人	5人	5人
4	医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)		1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
5	保健師の配置数		1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
6	弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)		2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
7	こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数		3人	9人	6人	6人	6人	6人	6人
8	専門職採用者数		0	5	9	5	0	0	0